

令和6年6月13日（木曜）

議事日程第4号

令和6年6月13日（木曜）午前10時開議

第1 一般質問

午前 9時59分 開議

○寺本義勝議長 ただいまより本日の会議を開きます。

○寺本義勝議長 日程第1「一般質問」を行います。

発言の通告がっておりますので、順次発言を許します。

まず、高本一臣議員の発言を許します。高本一臣議員。

〔31番 高本一臣議員 登壇 拍手〕

○高本一臣議員 皆様、おはようございます。熊本自民の高本一臣です。

4月の議会野球大会におきまして、肉離れからちょうど今日は50日、おかげさまで見事に復活をしました。

本日は、この質問の機会を与えていただきました同僚、そして先輩の議員の皆様方、そしてこの会場へ傍聴に足を運んでいただきました支援者の皆様、それからインターネット中継で御覧の皆様方に感謝を申し上げ、この一般質問をさせていただきたいと思っております。

執行部の皆様におかれましては、厳しい指摘もさせていただくかもしれませんが、何とぞお許しいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速質問に入っていきます。

1点目、地域課題の進捗状況について3点お尋ねさせていただきます。

1つ目、JR新水前寺駅との新たなバス停結節についてお尋ねいたします。

交通渋滞緩和や公共交通の利便性向上の対策として、交通結節点の機能強化は重要であり、JR新水前寺駅では平成23年度に実施した市電の電停新設や横断歩道橋設置により、JRの駅と市電の結節が大幅に改善されたところであります。

一方、改善されたことで利便性が向上したことにより、JRから市電の乗換え時に乗客の積み残しの新たな課題が発生しており、さらにTSMCの進出や空港アクセス鉄道などにより、今後ますます豊肥本線の重要性が高まることを見据えると、路線バスも含めさらなる結節機能の強化を図る必要が生じてまいりました。

これまで述べたような現状を踏まえ、昨年9月の質問において、JR高架下周辺でのバス停新設の必要性についてお尋ねしたところ、周辺交通への影響をシミュレーションし、JR九州、交通管理者等と協議を行っているところであり、新水前寺駅周辺の道路は交通の要所区間で様々な課題があるけれども、引き続き関係機関と協議しながら取り組んでまいると、前向きに捉えられる答弁をいただきました。

また、今年2月に開催された熊本市公共交通協議会においても、実現に向けた協議が行われたと伺っております。

前回の質問から9か月しか経過しておりませんが、地域住民や利用者の願いを思うと、一日も早い結節を望みます。現在の進捗状況を都市建設局長にお尋ねいたします。

〔秋山義典都市建設局長 登壇〕

○秋山義典都市建設局長 JR新水前寺駅との新たなバス停結節について、お答えいたします。

朝ピーク時における乗客積み残しが課題となっております市電の新水前寺駅前電停では、今後、TSMCの進出や空港アクセス鉄道の整備等に伴うJRとの乗換え需要の増大によりさらなる悪化が懸念されますことから、JRからバスへの乗換えを容易にすることで乗客の分散化を図るため、JR駅高架下付近にバス停を設置することを検討しております。

令和5年度は、バス停設置を想定した交通シミュレーション等を実施し、周辺交通に大きな影響はないことを確認いたしました。現在、バス停の配置や道路構造等に関する予備設計を行っており、関係機関との協議が整い次第、地域の皆様への説明を行いたいと考えております。

新水前寺駅周辺の道路は、自動車及び歩行者の交通量が多く、ピーク時における安全な動線確保などの課題がございますことから、地域の皆様や関係機関と丁寧に協議を進めながら、迅速に取り組んでまいります。

〔31番 高本一臣議員 登壇〕

○高本一臣議員 答弁によりますと、周辺交通への影響は確認済みとのことですが。現在では予備設計を行っており、地域説明を行うため、関係機関との協議に向けている状況ということでありました。課題は残っているものの、確実に進んでいることが分かりました。

この事業は住民の関心も非常に高く、利便性が向上すれば公共交通利用者も増加し、ひいては渋滞解消の一助になるとも考えられます。課題が整理されたら、設置へのスケジュールを示していただきますようお願い申し上げます。

すみません、3点と言ったのに、続けてあと2つ質問させていただきます。

続いて、八王子通りの浸水対策についてお尋ねいたします。

出水・国府地区の八王子通りは周辺に比べて土地が低いいため、大雨が降ったときには、その雨水が八王子通りの周辺に集中し、浸水被害が度々発生します。このため、地域住民の生活や通学・通勤で利用している市民にも多大な影響を及ぼしております。本市としても、浸水被害が大きい地域として認識し、この出水・国府地区は浸水対策重点6地区の一つとして選定されました。

この計画は、ハード整備とソフト対策を一体的に進め、昨年度に計画を策定し、今年度のスケジュールでは、令和10年完成を目指して浸水対策事業が予定されております。住民の皆さんの期待も大きいこの事業ですが、その効果と進捗状況について、都

市建設局長にお尋ねいたします。

続けて質問させていただきます。

自治会組織運営に関するガイドラインを定める件についてお尋ねいたします。

3期目の市長マニフェストの中に、自治会組織について、運営に関するガイドラインを定め、地域社会に開かれた、参加しやすく偏りのない、持続可能な自治会運営を推進する、任期中実現としてあります。持続可能な自治会運営を行うため、ガイドラインの策定は市長の考えと同じく必要性を感じており、早急に定めることが肝要だと認識いたします。

その理由に、ある自治会では、自治会長の職に固執し、会長が自分の考えに反対や意見する住民の声に耳を傾けず、自分の考えに近い一部の住民による偏った自治会運営をしているため、町内が分列する事例が起きております。

一方では、会長のなり手不足で自治会自体を解散する選択を強いられそうになった自治会、あるいは役員による不正な自治会費の使用など、熊本地震で深まった絆はコロナの影響で崩れ始め、以前よりも増して自治会崩壊の危機感を感じているからであります。このような自治会の様々な問題を解決に導いてくれるであろう市長マニフェスト、自治会組織について、運営に関するガイドラインを定めることに大いに期待するものであります。

しかしながら、市長3期目も折り返しに近づいておりますが、このガイドライン作成についてはいまだ何の音沙汰もなく、どうなっているのだろうかと心配をしているところであります。現在策定に向けて、どのような形で、どの程度進んでいるのか、状況を大西市長にお尋ねいたします。

〔秋山義典都市建設局長 登壇〕

○秋山義典都市建設局長 八王寺通りの浸水対策についてお答えいたします。

本市では、令和6年3月に熊本市下水道浸水対策計画2023を策定いたしまして、これまで重点的に浸水対策を進めてきた6つの地区に新たに3地区を加え、重点9地区として浸水対策事業を進めております。

これまで対策を進めてきた6地区のうち、若葉地区、島崎地区、上代地区の3地区において、雨水を一時的に止めておく調整池や貯留管等の整備が完了しており、昨年7月の大雨の際には、浸水の防止や軽減など、整備効果の発揮が確認されております。

議員御指摘の出水・国府地区につきまして、現在、雨水管の整備に向けて、設計や用地交渉、関係者協議を進めているところであり、今後、花園地区、桜木地区で実施している工事の進捗を踏まえつつ計画的な整備に取り組んでまいります。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 私の方からは、自治会組織運営に関するガイドラインに対するお尋ねにお答えいたします。

まず、町内自治会は、地域のまちづくりの中心的な役割を担っていただいておりますけれども、地域によっては役員の担い手不足や負担増などによりまして、持続可能

な運営に危機感を持たれている自治会もありますことは認識しております。

そのため、私のマニフェストにおきまして、地域社会に開かれた、参加しやすい持続可能な自治会運営を推進していくため、現役世代等の参加促進や役員の負担軽減、運営の透明性の確保などを盛り込んだガイドラインの策定を掲げたところでございます。

このガイドラインにつきましては、昨年度、関係部署によるプロジェクトチームを立ち上げまして、各自治会の課題の把握・分析を行っているところでございまして、今後、各自治会の御意見も伺った上で、今年度中に策定してまいりたいと考えております。

引き続き地域の実情を踏まえた町内自治会の自主・自立の活動を支援し、持続可能なまちづくりを推進してまいります。

〔31番 高本一臣議員 登壇〕

○高本一臣議員 出水・国府地区の浸水対策についてですが、この地区は直径280センチ、2.8メートルの雨水管で整備する対策であります。その整備に向けて、設計、用地交渉を進めているところとの答弁でありました。実現に向けてスケジュールどおり進んでいることが確認されました。

さらなる対策として、本市では熊本市下水道浸水対策計画2023において、新たに一の井手沿い、熊本中央病院周辺地区が選定され、今年度は基本設計に取りかかる予定だと伺っております。大雨が降っても、住民が一日も早く安心して安全に暮らせるよう、関係職員への御尽力に期待申し上げます。

自治会運営ガイドラインの策定につきましては、今年度中に策定するとの答弁でありました。プロジェクトチームで課題の把握・分析を現在行っていて、これから各自治会の意見を伺うとのことでもあります。運営の危機は、担い手不足や負担増だけではなく、先ほど申し述べた事例も少なくありません。ガイドラインの策定が一部の住民で偏った運営の是正や透明性のある会計処理など様々な課題対応ができるよう、そして次世代も参加しやすい自治会運営の実現を後押しすることを願ひまして、次の質問に移らせていただきます。

江津湖野鳥の森の保全の考え方についてお尋ねいたします。

昨年9月において、江津湖野鳥の森の乱開発を防止し、再生と保全を推進する施策を求める請願が提出され、議会の前回一致で可決されました。ところが、地域住民の願う保全推進とは異なる民間フリースクールの校舎が建設されようとしています。フリースクールの存在意義を決して否定するものではありませんが、今でも砂取校区住民の反対が続いております。

建築基準法の規定に基づき、建築審査会の同意を得て建設が進められていますが、このままでは歓迎されない施設として、住民と学校との様々な問題が生じ、さらなる軋轢を生んでしまうのではないかと大変危惧をしております。

この地域は、江津湖の清らかな水源地であり、歴史的価値、公共的価値が非常に高

い土地でもあります。熊本市も同様の認識だと思います。私は、今後豊かな自然の中に建設されるフリースクールで学ぼうとすることもと地域に軋轢が生じるようなことが、決してあってはならないと心配でなりません。

このような状況の中で、こどもたちの健全な育成や学習環境の在り方はもちろんのこと、まずは住民の穏やかな生活を維持していくために、今後市長は地域とどのような関わりを持たれるのかをお尋ねいたします。

また、当該地周辺について、令和4年第3回定例会では市長が、現時点において当該地を公園の区域に追加することは難しいと考えますが、今後、江津湖の環境保全の方向性を検討する中で、当該地の在り方についても考えてまいりたいと答弁されており、さらには、令和5年第1回定例会において都市建設局長が、引き続き当該地を含む一体的な在り方について考えてまいりたいと考えている旨答弁をされました。引き続き考えていらっしゃる間に、保全にふさわしい土地はどんどん開発が進んでしまっており、このままでは全部の土地の市街地が図られてしまうのではないかと大変危惧をしております。

当該地の南東には、今でもまだホタルが生息し、その育成環境を保全していくにふさわしく、水辺景観にも優れている土地が残っております。

市長は現在、環境影響評価条例の制定も積極的に進められているところでありますが、この制定を待たずとも、残された土地については、現在の緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第3条に定める環境保護地区にふさわしく、同条例第22条「市長は、環境保護地区又は保存樹木等を保全するために特に必要があると認めるときは、当該土地の買入を行うことができる」という条文に沿った検討をすることに値すると私は考えますが、いかがお考えでしょうか。以上、市長にお尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 近年、学校を長期欠席する児童・生徒が増加しており、民間団体が運営するフリースクール等についても学びの場の選択肢の一つとなっております。このようなことから、民間フリースクールの校舎新築計画については、小中学校等の義務教育施設を補完する施設として、建築基準法による建築許可を行ったところでございます。

また、当該地周辺につきましては、豊かな自然環境を有する江津湖に面した地区でもあることから、熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、敷地内緑化について建築主と協議し、周辺環境や学習環境に寄与するよう、計33本の追加植栽を行ってもらうこととなりました。

今後もフリースクールのこどもたちの公園内における遊びのルールづくりや地域との協働による自然環境保全のための取組など、支援を行ってまいりたいと考えております。

また、当該地周辺の自然環境を守るための施策として、議員御案内のとおり、環境保護地区の指定など、土地利用を一定程度規制する手法を考えております。環境保護

地区の指定に当たりましては、昨年度の希少生物に関する調査に引き続き、今年度は緑被率調査を行うほか、指定基準の見直しについても検討しております。

なお、買入れにつきましては、指定後の現地状況の変化や所有者の意向等も踏まえた上で検討するものと考えております。

江津湖は、豊富な湧水と豊かな自然環境に恵まれた市民の憩いの場であり、私自身にとりましても、こどもの頃から親しんでおります思い入れのある大切な場所でございます。

今後も、市議会はもとより市民の皆様からも御意見をいただきながら、江津湖の自然環境を後世に残す取組を進めてまいります。

〔31番 高本一臣議員 登壇〕

○高本一臣議員 まずもって、前回一致で請願を可決したのにもかかわらず、地域住民の皆様への期待に応えることができず、大変申し訳なく思っております。このような状況になる前に何とかできなかったのか、自責の念にさいなまれる思いであります。

切実な思いは、地域の代表者の方から市長や副市長に何度も手紙などを渡してありますのでお分かりだと思います。この件に関しては、法にかない、そして理にかない、最も大切なのは情にかなわなければならないということでもあります。

環境影響評価条例を質問内容で報じたのは、この条例に当てはまらないとは承知はしておりますが、評価の手続を別に求めるものではありません。あえてその条例のことを出したのは、条例制定が政令市で最後だからであります。本市の豊かな自然や歴史文化、遺産を守ろうという意識があるのであれば、もっと早く制定するはずでしょう。残念ながら、取組の遅さで意識の薄さが露呈されております。

答弁についてですが、地域との関わりで周辺環境への配慮は当然のことであり、自然環境保全のためのルールづくりは住民の方々が納得できるよう、行政がしっかりと携わっていただくよう強く要望をしておきます。

環境保護地区指定については、地域からも要望されていますが、現時点では何も返答がないということで不安をあおっております。

答弁によりますと、昨年度、希少生物の調査をされているとのことですが、その調査の結果はどうなっているのか、土地利用を規制する手法はどのような手法を考えているのか、指定基準の見直しについても、一体いつまでにその見直しをするのか、全く住民の皆様には伝わっておりません。情報の共有も併せてお願いしておきます。

さらには、もっとスピード感を持って対応できるはずですが、庁舎建て替えの事業はこんなに早いのに、環境に対する熊本市の本気度が試されます。

市長、こどもの頃から通って思い入れのある大切な場所であるのであれば、地域の皆様への不安にしっかりと寄り添って対応していただきますよう強くお願いを申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

市庁舎整備の在り方について数点お尋ねいたしますが、もう私でこの一般質問、4人目であります。内容が多少変更しますが、何とぞお許しいただきたいと存じます。

有識者会議の耐震性能分科会については、専門家の中で意見が分かれる耐震性能の議論において、その途中で会議を公開にすると率直な意見交換を阻害するおそれや、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるなどがあることから、検証結果をまとめるまでは非公開とすることになりました。耐震性能分科会の議事録に関する取扱いについては、現在でも市民と控訴審について係争中であります。その分科会を経て、有識者会議の答申をもって、市長がゼロベース宣言から建て替えを表明された庁舎の在り方について数点のお尋ねさせていただきます。

1つ目、市民説明会を終えて、合意形成の懸念についてお尋ねいたします。平成29年、公共施設マネジメント特別委員会で議論が始まって足かけ8年、当初の3年間は耐震性能の有無について議論が終始していました。またコロナ禍、令和2年から令和4年の3年間は、市長からの議会での議論の中断の申入れがあつて、実質的な議論はできておりません。

一方で、有識者会議を設置されましたが、このとき市長は、有識者会議ではゼロベースで審議してもらう旨の発言をされています。ゼロベースということは、これまでの議論はなかったことにしてというのが一般的な理解であります。その有識者会議の答申を踏まえて、昨年6月、市長は建て替えを前提とした議論を再開すると表明されました。したがって、実質的な審議は僅かこの1年しかなされておられません。また、2月の特別委員会で新庁舎の規模、概算事業費、候補地が示されてからも、具体的な議論はなされていない状況だと考えております。

その理由に、具体的なデータが何ら示されなかったのが大きな理由の一つであります。特に建て替えの可否の判断に影響する概算事業費については、平成29年度の耐震性能評価を主な目的とした委託業務で示された320億円をベースに、その後の物価高騰や必要面積の増加を単純に積算された額であり、この8年の間、何ら専門業者からの意見が反映されていない数値であります。このようなあまりにもアバウトな概算事業費で、庁舎の建て替えという大事業を決定してよいのか甚だ疑問であります。

これまでの8年間で、市民への説明会は僅か2回、中身について具体的なものが示されていない中で、本当に建て替えを決定してよいのか、市民のコンセンサスは市民説明会で得られたと考えるおられるのか、市長にお尋ねいたします。

また、少なくとも7月までに示される予定の具体的な庁舎整備の選定案については、いま一度市民説明会を開催し、意見を求めるべきだと考えます。この説明会なくして市民の合意は得られたとは言い難いと私は考えますが、この点についても答弁を求めます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 新庁舎に対する質問に対してお答えいたします。

現在、基本構想素案でお示ししております規模、事業費、建設検討対象地は、新庁舎が求められる機能や期待される役割を十分に果たせるよう精査を行った結果でありまして、その内容については、庁舎整備に関する特別委員会で御審議いただいていた

と承知しております。

なお、現在お示ししております概算事業費は、令和元年度基本構想時点の概算事業費から、物価高騰の影響や必要面積の増を適切に反映する等、常識的な手法により算出した、あくまで現時点の概算でありまして、今後、建設地や事業手法の確定、必要延べ床面積の精査や労務・材料単価の変動など、要件の確定状況に応じて適宜見直しを行ってまいります。

また、市民の皆様に対しましても、この基本構想素案について御説明し、理解を深めていただいた上で、御意見を伺うことを目的といたしました市民説明会を開催し、当日は、それぞれ質疑が尽きるまで時間を延長するなど、一つ一つの御意見に丁寧に対応させていただいております。

加えて、より多くの市民の皆様へ情報をお届けし、御意見をいただく機会を設けたいと考えておりまして、市民説明会に加え、市のホームページでの動画配信、さらには各区役所及び各総合出張所において説明動画を上映するコーナーを設置し、紙とウェブによりアンケートを実施いたしました。これらによりまして、多くの皆様へ情報をお届けし、御意見を伺うとともに本市の考えを示すことができたと考えております。

このように、市民への説明や情報提供については、これまでもきめ細かに取り組んできたところでございまして、今後、長きにわたり市政の中心となります本庁舎等の建設地については、市民の代表であり、また、私と同じく市民に対する責任を有する市議会の皆様との議論を経て決定したいと考えております。

〔31番 高本一臣議員 登壇〕

○高本一臣議員 第4回の有識者会議において、委員からは、説明会について次のように述べられております。都合のいい情報だけではなくて不都合な情報もしっかり開示するということによって、真剣に皆さん考えるようになります。客観的な情報公開が逆に反対を鎮めていくという効果が確認をされています。情緒的ではなくて論理的に、皆さん、考えましょうというような持っていき方をすれば、合意形成は自ずと先に進んでいきますとアドバイスが 있습니다。果たして、今回の説明会はどうだったのでしょうか。都合のいい情報だけでなく不都合な情報もしっかり開示されていたのでしょうか。

概算事業費については、適宜見直していくということでした。当然のことであり、これまでの市長の政治姿勢を考慮すれば、見直しの都度、丁寧に市民に説明されるべきではないでしょうか。今後、本庁舎等の建設地については、市民の代表であり、また市長と同じく市民に対する責任を有する市議会との議論を経て決定したいと考えていると答弁されましたが、市長は、これまで市民に対して丁寧に説明を尽くしてきたと言っているにもかかわらず、説明会において市民の関心が最も高かった候補地について市民に対しては行わないということは、矛盾しているのではないのでしょうか。スケジュールがタイトで、市民に説明する時間がないと答弁された方がよほど

納得がいきました。

続きまして、合併推進債と財政の影響についてお尋ねいたします。

そもそも有識者会議では、財政への影響の議論において、合併推進債の期限に併せて庁舎整備を考えるとということではなく、まちのビジョンや目指す庁舎の姿を踏まえ、それを財政が受け止められるかという順番で議論を進めていくことが重要と明確に指摘されております。

御承知のとおり、合併推進債の本来の目的は、合併市町村が市町村の建設計画に基づいて行う事業のうち、当該市町村の合併に伴い、特に必要と認められるものに要する経費について、通常より有利な地方債を活用できるものであります。合併時の建設計画等には入っていなかった庁舎の建て替えについては、合併し、政令指定都市に移行したので、その趣旨からしても違和感があります。

加えて、有利といえども起債イコール借金には違いないので、特にゼロ金利政策が解除され、これから金利上昇も予想される中で、できるだけその発行は抑えるべきだと考えます。

このようなことから、庁舎の建て替えが市民合意の下で決まった上において、財政負担を軽減するための手法として民間活力の活用や補助金、あるいは有利な起債の活用を考える中で、合併推進債を活用できる要件が整っているのであれば、活用を検討するのが当たり前の考えであります。しかしながら、建て替えの是非を議論している中で、合併推進債の期限からスケジュールを逆算するのは本末転倒であります。市長の見解をお尋ねいたします。

また、本市は建て替えに合併推進債を活用しなくても、今後の財政運営に深刻な影響が生じないと公表していますが、果たしてそうでしょうか。深刻な影響はないという意味は、市債残高、経常収支比率などの各種財政表について全体として、例えば起債制限などがかかるような事態にはならないという意味であり、現実的に合併推進債を活用しても294億円の財政負担が生じますので、30年償還の場合、年間十数億円の影響はあります。その分、他の事業を削るなり、注視するなり、新規事業の実施を諦めるなりしなければなりません。また、将来的に新たな行政需要が求められた場合も、向こう数十年は庁舎整備の起債償還分の足かせがあるので、それ以外でのやりくりが必要となります。

このように、庁舎建設を進めれば、事業規模が大きいだけに幅広い分野の事業までに影響を及ぼします。つまりは、施策、事業の優先順位に影響を及ぼすこととなります。庁舎建設より優先すべき事業があれば、当然そちらを先に進めなければなりません。渋滞対策などの道路整備、人口減少対策、少子化や子育て政策、超高齢化社会への対応など、本市の優先すべき課題は山積であります。本当に財政の影響はないのか、併せて市長にお尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 まず、本庁舎は、防災拠点として本市の災害対応業務の中枢を担う施

設でありますことから、現行の建築基準法等が求める耐震性能を有していないという耐震性能調査の結果は妥当であるとの結論が有識者会議から示された以上、スピード感を持って建て替える必要があると考えておりました、建て替えに際しましては、できるだけ本市の財政負担を軽減するため、有利な財源を活用すべきと考えております。

このようなことから、合併推進債の活用を目指して、スピード感を持って事業を進めているところでございますが、新庁舎の規模、事業費、建設検討対象地等につきましては必要な検討を丁寧に行っておりまして、今後も現在お示ししておりますスケジュールを進めてまいりたいと考えております。

なお、目指す庁舎の姿につきましては、今後の基本計画、基本設計等、一括契約発注後においても、当然、丁寧に御説明させていただき、議論を尽くしてまいります。

次に、議員御指摘のとおり、本年3月に公表いたしました熊本市財政の中期見通しにおきましては、庁舎整備の財源に合併推進債を活用した場合の実負担額は294億円と見込んでおります。また、今後の見通しにおける財政の健全化判断比率は国が定めた基準を大きく下回っておりまして、今後も本市財政は健全な水準の範囲内で推移するものと考えております。

市役所本庁舎は、防災やまちづくりの拠点として市民サービスを提供する中心的な役割を果たす、行政運営上欠かせない施設であります。ただし、その事業費の水準につきましては、他の事業への影響を最小限にするため、可能な限り抑制に努め、引き続き丁寧な精査が必要であると考えております。

今後も、庁舎整備に限らず限られた経営資源の中で、市民の御期待に応えながら必要な施策を推進していくため、事業の優先度に応じた選択と集中を行ってまいります。

〔31番 高本一臣議員 登壇〕

○高本一臣議員 合併推進債の期限に間に合わないからという感が強く出ていた答弁と思いました。

そもそもタイトなスケジュールになっているのは、庁舎の議論を自ら中断された市長の判断がこのような状況を招いています。

またまた有識者会議での議事録からの抜粋ではありますが、筋論としては、合併推進債の期限があるから、そこで急いで決めてしまおうという話ではなくて、どういう庁舎を目指すべきなのかということを議論した上でというふうの有識者会議でも言われております。有識者会議との矛盾が生じております。行政のよいところは、慎重に時間をかけて議論し、進めることではなかったのでしょうか。そういうことを指摘しまして、次の質問に移ります。

今後のスケジュールについて懸念すること、特にこの市庁舎が別のところに建て替えられた場合の、この現地の跡地の利活用についてお尋ねいたします。

前回の特別委員会で示されたスケジュールによりますと、建設地の決定後に民間事業者へのサウンディングなどを令和8年度の初めまで実施し、その後に事業者提案を受けて、跡地の利活用案が決定する流れとなっております。

よって、移転建て替えの場合、少なくとも跡地の利活用の姿が見えてくるのは2年後の令和8年度となっております。まちづくりの観点から、本庁舎が中心市街地に理している熊本市においては、本庁舎がまちのシンボルとしてまちづくりに与える影響は大きく、そのため本庁舎施設として役割を担いつつも、単体の施設の議論に終始することなく、周辺地域とも一体となった将来のビジョンを描き、その実現に向けて大きな視点で戦略的に推進すべきであると、有識者会議から答弁されているのにもかかわらず、利活用案が固まらないままに建て替えだけを決定することは、有識者会議の答申に反するものではないでしょうか。

また、建て替えの判断と跡地利活用検討を切り離すことにより足元を見られ、事業者から買いたたかれる懸念はないのか、跡地利活用の提案がない場合にはどうするのか、併せて大西市長にお尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 跡地の利活用をはじめとする周辺のまちづくりの方向性につきましては、建設地が決定しない中では抽象的な議論にとどまり、具体的な検討につながらない可能性が高いと考えます。

加えて、有識者会議における、現庁舎をこのまま使い続けると、災害時に防災拠点としての役割を果たせないことはもちろん、来庁される市民等の身体の安全が脅かされる甚大な被害が懸念されるとの答申を踏まえ、まずは建設地の選定を最優先とすべきと考えております。

仮に本庁舎等を移転する場合でも、単体の施設整備だけでなく、周辺地域とも一体となったまちづくりを進めるため、着実かつスピード感を持って検討を行っておりまして、答申の趣旨に沿ったものと認識しております。

次に、建設地の決定と跡地の利活用検討を切り離すことの懸念についてでございますが、昨年度実施いたしましたサウンディング調査では、全国規模の事業者を含む22法人18グループが参加されました。参加事業者におかれましては、現庁舎敷地のポテンシャルについて高い評価をされたほか、複数の事業者が周辺のまちづくりについて高い関心や参画意向を示したところでございまして、現時点では、議員御懸念のような事態は想定しておりません。

いずれにしても、跡地利活用や周辺地域とも一体となったまちづくりにつきましては、市として主体的に取り組み、戦略的なまちづくりを進めてまいります。

〔31番 高本一臣議員 登壇〕

○高本一臣議員 再度申しますが、有識者会議の答申では、単体の施設の議論に終始することなく、周辺地域とも一体となった将来のビジョンを描き、その実現に向けて大きな視点で戦略的に推進すべきであるとされています。しかしながら、建設地の選定を最優先すべきであり、答申の趣旨に沿ったものであると答弁されておりますので、完全に認識が食い違っております。

跡地の利活用については心配ないと答弁ですが、委員会の資料によると、関心の

ある事業者は高さ制限の緩和を求める意見が多かったと報告されております。高さ制限の見直しに慎重な姿勢であるのであれば、やはり心配せざるを得ないと思います。

次の質問にまいります。

最終的に庁舎建て替えを決断する時期についてお尋ねいたします。

今回、本市の基本計画から実施設計までは一括発注という手法が、後戻りできる方法であるのかという点が甚だ疑問であります。議論の過程において、事業費が膨らむことはもちろんあるでしょう。だからこそ、大きな事業である庁舎建て替えの議論においては、一般的に基本構想、基本計画、基本設計、実施設計と、より詳細な中身を詰め、その段階ごとに市民や議会のコンセンサスを得るという手順を踏んでいるのではないのでしょうか。

しかしながら、先ほども述べましたように、本市の建て替えは全国的にもまれな一括発注方式であります。また、その発注に係る予算は約20億円であります。大阪万博の例からも分かるように、この高額な予算を認めてしまえば、後戻りすることは容易ではありません。

設計の結果、概算の470億円を大きく上回る事業費となった場合、それでも災害時の庁舎機能の維持は必要不可欠であり、将来世代に多額の負担を押しつけることになっても致し方ない、その他の渋滞対策や福祉サービスなどに影響が生じても致し方ないというふうに、市民の方々も果たして思われているのでしょうか。

私には、とてもそうだとは思えません。理念として、耐震性能のない庁舎であれば建て替えるべきと理解しても、最終決断は建て替えの費用が支払えるかどうかにかかっています。そのためには、一般的な庁舎整備検討のステップ同様に、基本計画、基本設計、実施設計と、より整備内容が具体化する過程において、それぞれの段階で建て替えの是非について議論ができるような余地を残しておく必要があると考えます。この点においては、先月の特別委員会におきまして私が質問したところ、そのような含みも現在検討しているという答弁でありました。

そこで、市長に確認の意味も含めてお尋ねいたします。次の第3回定例会に提出予定である約20億円とも言われる一括発注予算の議会承認をもって、庁舎建て替えに関する市民や議会からの承認が得られたと整理される予定なのか、あるいは少なくとも来年以降の基本計画、基本設計の段階において、その時々概算事業費を示し、改めて建て替えの是非について議論すべきとお考えなのか、見解を大西市長に求めます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 庁舎整備の進め方につきましては、スピード感を持って建替える必要があると考えておまして、建て替えに際しては、できるだけ市の財政負担を軽減するため、有利な財源を活用すべきと考えております。

このようなことから、まずは合併推進債の活用条件であります今年度末までの実施設計着手に向けて、基本計画・基本設計・実施設計の一括発注という手法での契約締結を目指してまいりたいと考えております。

また、議員御指摘の渋滞対策や福祉サービスの充実といった庁舎整備以外の施策については、もとより着実に進めてまいります。同時に、災害時に防災拠点施設としての機能を十分に果たせないリスクがある庁舎を建て替えることも、行政の責務として最優先で進めなければならないと考えております。

現庁舎の建て替えにつきましては、昨年5月に有識者会議から示された答申を重く受け止め、市としては建て替えの方針で進めさせていただきたい旨を表明し、これまで市民の皆様の御意見を伺いながら、議会においても議論をいただいております。

建替えの是非については、今後、建て替えの前提となります一括発注予算について議決をいただく際に、議会としての御判断が得られるものと考えておまして、その後の検討段階においては、新庁舎整備に関する議論を深めてまいりたいと考えております。

一方、市政に重大な影響を及ぼす社会経済情勢の変動や災害等が生じた場合には、状況に応じまして、また議会との議論を踏まえまして、柔軟に計画を修正することは当然あり得るものと考えております。

なお、議員御懸念の新庁舎整備に関する事業費につきましては、毎年度、予算編成に合わせて公表しております財政の中期見通しにおいて適切に織り込みつつ、財政の健全性の確保に努めてまいります。

〔31番 高本一臣議員 登壇〕

○高本一臣議員 一括発注の議決をもって建て替えが承認されたものとの答弁ですが、結論を急ぐ姿勢が現れている印象を持ちました。

新庁舎建設を進めている東京都の江戸川区役所は、建設工事費が2年前の基本構想の策定280億円から約2倍に増え、概算で約590億円となっております。建設資材や人件費の高騰の影響で建設業界の人員確保も厳しく、工期も延びる予定です。このように事業費が倍増した事例もあることから、せめて基本設計後の事業費が出た段階で、いま一度建て替えという結論が正しかったかどうか、議論する余地を残しておくべきだということを指摘しておきます。

最後の質問にまいります。

建て替え以外の仕様についてお尋ねいたします。

現庁舎は耐震性能が現行の基準に対応していないということだけで、今すぐ建て替えなければならないという話とは別だと考えます。有識者会議の分科会でも、大規模地震の際にすぐ倒壊するような危険な建物ではなく、大規模持参の際ににくいが損傷して傾くおそれがあり、防災拠点としてはふさわしくないという結論でありました。したがって、早急に対応、検討すべきは、万一の際にどのようにして防災機能を確保するかであって、イコール全面建て替えではないと認識しております。

その手段として、例えば防災センターを別棟で設けるような手法も検討の余地があると考えます。現庁舎を一般施設として活用して、中央区役所及び防災機能を、例えば花畑別館跡地に集約すれば、トータルコストもかなり抑えることができます。

同時に現庁舎に関しては、その後に時間をかけて市民や議会とのコンセンサスを図りながらランドデザインを描いて庁舎建て替えを進めれば、いろいろな案が検討できるはずですが、しかしながら、市長は、庁舎と防災拠点施設を一体的に整備する方針ですので、残念ながら時間をかけてじっくり検討することができない状況になっております。

先日の質問では、本庁機能と中央区役所を一棟とした場合と分棟とした場合、建設費への影響について尋ねられ、基本構想で示している建築費概算事業費360億円は、1平方メートルあたりの建設単価で算定しており、一棟と分棟の場合で変わるものではないと答弁をされました。

では、本庁機能と中央区役所を一棟、もしくは分棟とした場合の建設費360億円ですが、例えば現庁舎を一般施設としてそのまま活用して、中央区役所及び防災拠点施設のみを花畑別館跡地に建設した場合、中央区役所、防災拠点施設の事業費の金額を得示してください。また、その事業費に活用できる合併推進債の額、本市の実質負担額も併せてお尋ねいたします。大西市長にお尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 本庁舎等は、災害時には全体の指揮命令や調整を行うだけでなく、各避難所に届く支援物資の手配や多量に発生する災害廃棄物への対応、被災したインフラの復旧、被災者生活支援など多岐にわたる業務を担っておりまして、全庁一体となって災害応急業務を行わなければ、その役割を十分に果たせないものと考えております。したがって、本庁舎等は、一般施設ではなく防災拠点施設としての性能を備える必要があります。

また、現庁舎は、耐震改修の実施が困難であり、今後、大きな地震や水害が発生した場合、防災拠点施設として機能することができないことから、現状のまま使い続けることはできないと考えております。

このようなことから、中央区役所と本庁舎を分棟する場合においても、両方を防災拠点施設として整備する必要があり、本市としては、議員御提案のような整備手法を検討することは視野に入れておらず、試算をお示しすることは難しいと考えております。

〔31番 高本一臣議員 登壇〕

○高本一臣議員 試算を示すことは難しいとのことでした。これまで仮の話では丁寧に答えていただいたのに、この質問は仮の計算は残念ながら示してもらえませんでした。

私の提案の整備手法については視野に入れていないだけで、できないわけではありません。仮に中央区役所及び防災拠点施設のみを花畑別館跡地に建設した場合、本市の概算事業費から算出すると、延べ床面積は6分の1となり、建設費も360億円の6分の1、つまり60億円で済みます。また、当然、花畑別館跡地の用地取得費かかりません。中央区役所及び防災拠点施設のみでも合併推進債を活用できますので、その額が21.6億円となります。

したがって、建設費60億円から21.6億円を引いた38.4億円が実質的な財政負担額となります。本庁舎はそのまま使用しますので、解体費はゼロであります。これに設計費の実質負担額約10億円を、例えば10億円を加算しても、全体48.4億円となり、市の提案する整備費の実質負担額290億円に比べ、約250億円の費用が抑えられることとなります。その費用で、待ったなしの渋滞対策、子育て政策、順番待ちの小中学校改修整備や超高齢者対策など、有効に使用できるのではないのでしょうか。あるいは、多くの市民が期待する避難所としても、野外コンサートとしても活用できる3万人収容可能な市民野球場、もしくは1万人収容のアリーナ建設なども実現できるのではないのでしょうか。

さらに、本庁舎の整備についてはじっくり考える時間ができ、さらによい手法が出てくる可能性もあります。中心街の活性化も失われず、描かれていない中心市街地活性化のランドデザインも同時に進めることができます。

私は、何が何でも現庁舎を70年間使用しなければならないと言っているのではありません。急いで事をし損ずる、庁舎整備は大きな事業だからもっと時間をかけて多くの市民とのコンセンサスを得て周辺のまちづくりと一体となり、慌てず、慎重に進めていくべきだと考えております。

市長に様々なお尋ねをしましたが、現時点では安心してゴーサインを出せる状況ではないと判断いたしました。これからまた会派でしっかりと議論をさせていただきますが、私は建て替えは今ではないと申し上げて、今回準備した質問を閉じさせていただきます。

以上で、私の質問を終わります。

傍聴に来ていただいた皆様、そしてインターネット中継を御覧になっている皆様、そして同僚議員、先輩議員の皆様、真摯に答弁に当たっていただきました市長をはじめ執行部の皆様、そして議会局の皆様に感謝を申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。御清聴、誠にありがとうございました。（拍手）

○寺本義勝議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

午前11時10分に再開いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時09分 再開

○寺本義勝議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○寺本義勝議長 一般質問を続行いたします。

吉村健治議員の発言を許します。吉村健治議員。

〔25番 吉村健治議員 登壇 拍手〕

○吉村健治議員 こんにちは。市民連合の吉村健治でございます。

今回はちょっと時間がなり押す予定でございますので、ゆっくり私はしゃべりたいと思いますけれども、市長をはじめ皆様方には多少早めにしゃべっていただくのと、歩いてくるときに早足で歩いていただくことを望みます。よろしく願い申し上げます。

昨今話題になっております、熊本市電全国交通系 I C カード決済廃止方針についてお尋ね申し上げます。

本件に関しては、先日、井本議員が一般質問され、重複する部分もあるかと思いますが、市民生活において日常不可欠なサービスであるバス、電車に関することであり、公益性確保のため、合理的かつ公平な料金、継続義務などのサービスの適正化、財務の安全性が求められることから、とても重要で看過できない問題ですので、2009年、平成21年に制定され、公共サービスを国、地方公共団体及び関係機関、法人が実施するものに限定する公共サービス基本法の理念に基づいて、熊本市電を中心に質問させていただきます。

なお、全国交通系 I C カードのことを質問中はテンカードと呼ばさせていただきます。

民間事業者である県内路線バス、電車5社の代表が、記者会見で、早ければ年内にもテンカード決済を廃止し、代替策としてクレジットカードタッチ決済を導入する。また、くまモン I C カードは継続する旨の方針を示しました。発表直後から、国内のほぼ全ての鉄道やバスで利用可能な、使い勝手がよく愛用者の多いテンカードを廃止する旨の今回の発表は、唐突感からの戸惑いや利便性が低下することなどを危惧する声が噴出し、メディア、SNS上でも大きな物議を現在でも醸しています。

当初、地域限定型くまモン I C カードのみ導入したものの、利用者の利便性が悪く、その改善のために、熊本市公共交通協議会等において多くの議論を経て、各団に使い勝手がよいテンカードを新たに追加、導入した経緯があったはずで。

そもそもテンカードのシステム更新と更新費が必要になることは、導入時に当然分かっていたことでしょうし、今回、クレジットカードタッチ決済を採用し、テンカードを廃止したとしても、次回のシステム更新時に係る費用は、国でいう新規事業ではないため、国県・市の補助はなく負担が生じることから、今回の方針が場当たりの利用者の利便性を悪くするだけの対症療法でしかないと言わざるを得ません。

民間事業者であるバス事業者各社を取り巻く環境、これまでの経営努力や国の交通行政の計画性のなさに翻弄され続けてきた歴史を鑑み、地域公共交通を何とか支えてきた各社の生き残りをかけた今回の決断は、現状を考えると、民間バス事業者の立場としては一定の理解を示すものであります。しかしながら、熊本市電を含めた全体的な公共交通の在り方や、その永続性、利用者の立場から見た利便性から大きく逸脱するのではないかと思います。

私の一番の驚きは、バス事業者の今回の記者会見後、その翌日に大西市長が定例記者会見で、唐突に、熊本市電に関してもバス事業者に追随する方針を示したことです。今定例会において、バス、電鉄電車事業者に関する公共交通キャッシュレス決済環境

構築費助成金事業費1億1,236万3,000円が議会に提案予定であることは分かってはいましたが、熊本市電に関しては一切何も事前に聞かされていませんでした。市民はもとより私たち議員も寝耳に水の状態であり、利用者目線を完全に無視したもので、非常に軽率な判断であったと言わざるを得ません。ましてや多額な投資をし、導入したテンカードシステムを何の議論もないまま、全国で初めて離脱する発表を市長記者会見という公の場で行ったことは到底理解ができません。

クレジットカードタッチ決済については、既に本市交通局において1年前から全車両で対応していますが、利用率は僅か1%にとどまり、テンカードの利用率が50.5%であることを考えると、正しい方向性とはとても思えません。利用者の混乱は避けられませんし、そこで質問に入ります。

少々長くなりますが、続けて質問します。

バス事業者テンカード廃止に関して、過去、熊本市公共交通協議会等において議論がなされてきたのか。

令和5年4月4日、第1回熊本市地域交通の再構築検討会が非公開で開催され、公共交通を取り巻く現状や課題を話し合うために各交通事業者から現状と課題について説明を受け、課題認識を共有したとのことだが、その具体的論議内容。

検討会の中で、テンカードに関する議論があったかどうか。

構成メンバーと当初予定していた開催回数、それぞれの検討項目。

熊本市電に関して、テンカード廃止の方向性はどのような流れで決まっていたのか。

また、公共交通検討会等の進め方の過程においては、市民の皆様の御意見などを丁寧に伺いながら検討を進めていくことがあり前のことだと思いますが、今回の市電のテンカード廃止に関しては、具体的にどのような御意見をたまわったのか。

バス事業者のリプレイス費用が約12億円と、バス事業者にとってかなり高額になることからリプレイスが難しいとのことであったが、熊本市電がリプレイスする場合の費用と更新期間、また導入時において、次回更新時に費用が発生することが分かっていたのかどうか。

市電において、クレカ決済導入後の使用状況やアンケート結果などを踏まえ、テンカードを廃止した際の利用者にとってのメリット・デメリットは何か。

テンカードが使えるエリアが全国で今広がる中、熊本市電で、バス事業者と同じく使えなくなると、本市だけがテンカード空白地帯となります。全国でも初めての選択をした今回の市長の判断は、明らかに顧客サービスの質、利用者数の低下を招くことになると思いますが、市民や利用者の理解が得られるのか。

利用者の方々のために、私はテンカードが使える現在の環境の継続を強く求めます。市電の運営者である本市の一連の判断は、市民や利用者のことを考えるならば、意見も聞かず、一方的に廃止の方向性を記者発表するのではなく、行政として、バス事業者や市電のシステム更新費用の補助を、近い将来、同じような状況を迎える他都市と

ともに繰り返し国に強く働きかけるとともに、市電に関しては、市民や利用者を入れた実効性のある協議会で、議会等においては利用者目線で広く議論することこそ必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、市電に関して、記者会見でお話しされたようなことを白紙に戻して再検討する考えがあるのかどうか、長くなりましたが、交通事業管理者と市長に明確な答弁を求めます。

〔井芹和哉交通事業管理者 登壇〕

○井芹和哉交通事業管理者 私からは、複数の御質問のうち、全国交通系 I Cカードの更新費用等に関する御質問と、廃止した場合の影響等について、以上2点についてお答えいたします。

熊本市電が全国交通系 I Cカードの車載機器を更新するために必要となる費用は約2億円であり、更新時期については、令和7年3月末までの保守期限を1年間延長いただく予定であるため、令和8年3月末となります。

なお、車載の決済端末は電子機器であることから、当然に経年による更新時期の到来により、何らかの対応が必要になるものと認識しておりましたが、今回の多額の更新費までは想定をしておりませんでした。

次に、廃止した際のメリット・デメリット等についてでございますが、新システムでは、全国交通系 I Cカードよりも更新や維持に関するコストが安くなるといったメリットのほか、これまでできなかった市電とバスの乗継ぎ割引や共通定期、上限設定割引といった運賃サービスや商業施設等と連携したポイント還元など、地域経済と連携したサービスの提供が可能となります。

一方で、デメリットといたしましては、日常的に全国交通系 I Cカードを御利用されている方は決済手段を切り替えていただくこととなり、お手間が生じるものと認識しております。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 熊本市公共交通協議会及び熊本地域公共交通の再構築検討会におきましては、全国交通系 I Cカード廃止に関する議論は行われておりません。

また、令和5年4月の熊本地域公共交通の再構築検討会は、本市及び県に加えまして、バス事業者5社や市交通局、地域交通ホールディングスを構成員とし、九州運輸局にもオブザーバーとして御参加いただき、厳しい社会情勢下において、公共交通を持続安定的に再構築していくことについて議論したところでございます。

本検討会は、第1回以降、本年3月28日に第2回を開催し、継続した議論を行っているところでございまして、令和6年度中に第3回の開催を予定しております。

現行の全国交通系 I Cカードの車載機器が令和7年3月末に保守期限を迎えますため、交通局としては、全国交通系 I Cカードの維持を最優先に、車載機器更新の方向性を他の交通事業者や県等の関係者と数年にわたり協議を行ってまいりました。

検討に際しましては、令和5年3月、7月の2度にわたり、ウェブアンケート調査

を実施してありまして、全国交通系 I C カードが使用できなくなった場合、市電利用者の約63%が困らない、9割以上の方が決済手段を変更するもしくは影響はないとの結果でございました。

今回の機器変更により、全国交通系 I C カードの利用者の皆様に一定の御不便をおかけすることになると考えておりますものの、導入予定の新システムは、さきに交通事業管理者が申し上げたとおり、柔軟で発展性のある決済手段でありまして、利便性の向上につながるものと期待しております。

今後、市民の皆様には、これまで以上に市電をはじめ本市の公共交通を快適に御利用いただけるよう、丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

また、今回の機器更新に当たりましては、各交通事業者は、利用者の利便性確保を第一に考えつつ、更新にかかる高額な費用負担の中、苦渋の決断をされたものと認識しております。

本市をはじめ地方の交通事業者を取り巻く状況は、現状のサービスを維持することすらままならない状況にあることを踏まえまして、健全経営を確保しながら安心して快適な移動環境の整備に取り組めるよう、国に対し、支援の拡充に向けた要望を行ってまいったところでございます。

なお、市電の今後の方針についてでございますが、利用者の利便性を考慮いたしますと、熊本都市圏における公共交通の決済環境は、圏域の交通事業者共通のものであることが望ましいと考えております。

しかしながら、先日の井本市議の御指摘にございましたように、今般の市民の皆様の声も踏まえまして、先に更新が始まるバス・電鉄電車の状況、全国交通系 I C カード側の動向も注視しながら、市電の方針については今後見極めてまいりたいと考えております。

〔25番 吉村健治議員 登壇〕

○吉村健治議員 協議会等において、テンカード杯に関する議論は行われていなかったとのことでした。つまり廃止決定における議論は、公の場ではなく水面下で話がついていたということになります。

さらに、廃止に至る根拠の一つとしている、検討時、2度ウェブアンケート調査を実施しており、テンカードが使用できなくなった場合のパーセンテージ等をお示しいただきましたけれども、先日、県内外1,560人からの回答を得た、熊本日々新聞紙朝刊のテンカード廃止に関するアンケート調査によると、どちらかといえばを含む廃止に反対と回答した人が68.9%、どちらかといえば含む賛成と回答した人は僅か14.2%にとどまり、また、現在利用率が50%を超えるテンカード利用者の約80%が反対、同じく今後も存続するくまモンの I C カード利用者ですら約50%が廃止に反対しております。年代別では、10から20代の約80%、30代から60代の約70%が反対しております。若い世代ほど変更には抵抗がある傾向がうかがえたとあります。さらには、公共交通をほぼ毎日利用するとした人の約80%もの方々が廃止に反対との驚くべき数字は

注目に値すると思います。

地元紙アンケートと交通局のウェブアンケートの数値をそのまま比較することはできませんが、今現在の利用者の御意見、どちらが正確に反映しているかどうかは一目瞭然であり、交通局が行ったウェブアンケートの結果をもって廃止論を展開するのにはあまりにも無理があります。

2013年に制定された熊本市公共交通基本条例では、前文において、市民は日常生活を営むために必要な移動する権利を有するとの理念を尊重し、市民及び事業者の参画と協働の下、公共交通の維持及び充実のための施策を総合的かつ計画的に推進すると規定しています。つまり地域づくりの基盤サービスの一翼を担う公共交通に対して、熊本市は行政機関としてきちんと責任を持つということを明言しています。

市長答弁では、市電に関して見極めてまいりたいとの最後の発言がございました。見極めてまいりたいとは、具体的に何をどうするのか、どのようなプランがあるのかを、質問通告には入れておりませんが、御説明いただきたいと思います。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 ただいま御答弁申し上げましたのは、市電よりも先に更新時期が来る、この電鉄、それからバス、こうした事業者の動向をしっかりと見極めながら、そしてまた全国交通系ICカードの事業者の方々の今後のいろいろな反応も見極めながら、この市電についてはもう少し時間がございますので、その中で丁寧に検討してまいりたい、このように考えているところです。

〔25番 吉村健治議員 登壇〕

○吉村健治議員 見極めるの意味の御説明をいただきました。

私の理解としては、記者発表をしたことは一旦収めて、動向を確かめながら、また新たに考えてまいるということで理解をいたしましたけれども、唐突感から、皆さん方が戸惑われることは理解していただいていると思います。

ぜひ一から考え直して、先日国交省にも行かれましたけれども、同じような状態にある自治体等々含めて粘り強い交渉をしていただいて、先日県議会の方でも、議員さんたちが副知事等に申し述べたらしいんですけども、チームくまもとというか、全体的に公共交通で苦しんでいらっしゃる自治体の方々とともに早期に動いていただきたいなというふうに思います。

また、見極める段階においては、所管委員会等がまたありますので、ぜひその場でもたくさんの議論が行われることを期待したいと思います。私が所属しております厚生委員会でも、昨年度ありましたけれども、老人福祉センターの廃止のときと同じように、拙速に事を進めることは、市民の理解を得ることができないのではないかと思います。持続可能な公共交通サービスを提供するために本当に必要なことは何なのか、今回のような対症療法ではなく、ドラスティックで基本的、根本的な公共交通の再編を行うべきです。これまでの運賃収入を原資とする現行制度を続け、対症療法を続けるだけでは、今後ますます不採算路線を中心に廃止が加速され、利用者の利便性はま

すまず減退してまいります。

先日、北川哉議員が、深刻な熊本都市圏の渋滞対策についての質問をされた際、都市建設局長は、道路整備だけの渋滞解消には限界があり、マイカーからの公共交通への転換を促すと答弁をしました。今回のように、支払方法を減らし、利用者の利便例を狭めることは、都市建設局長の答弁に矛盾し、整合性がありません。行政のリーダーシップと関係者の連携、協力、そして地域住民の参加と協働によって、再編のためだけではなく利用者のための新しい仕組みづくりを進め、環境・経済・健康など、一体的かつ計画的に公益の最大化を図らなければならないと指摘して、次の質問に移らせていただきます。

核のごみ文献調査についてお尋ね申します。

今回の質問を通じての大前提といたしまして、原子力発電や核兵器に関して、その是非や、私の政治的立場を主張することが目的ではなく、原子力発電所立地自治体である玄海町が核のごみ文献調査の受入れを表明したことを受け、熊本市民の生命と財産を守ることを責務とする行政の長として、どのようなお考えが現在あらわれるのかを聞きたいと思います。

本年5月10日、原子力発電所から出る高レベル放射性廃棄物、いわゆる核のごみの最終処分場選定をめぐり、九州電力玄海原子力発電所の立地自治体である佐賀県玄海町が、選定の第一段階である文献調査を受け入れる意向を表明されました。

最終処分場の選定には、公募開始から20年以上たった今も国民的議論が進まない状況が続いていますが、多くの自治体や首長たちは、この問題を自分事としては捉えていないことから、玄海町は国民的議論を喚起するきっかけになることを願い、今回の意向表明をされたとのこと。この玄海町が投じた一石について、考えてみたいと思います。

まずは、基本的なことをお聞きします。

- 1つ、熊本市民は原子力発電で得られた電力を利用しているのか。
- 2つ、原子力発電で得られた使用電力と他の発電方法との割合と今後の需給見込み。
- 3つ、東日本大震災や能登半島地震などを通じて、隣県に存在する原子力発電所の安全性に関して、市民の安全を普段どのように考慮し、担保しているのか。

1つ目、2つ目を観光局長に、3つ目を市長に答弁を求めます。

〔村上慎一環境局長 登壇〕

○村上慎一観光局長 私からは、原子力発電に関する2点の御質問に順次お答えいたします。

まず、熊本市民が原子力発電で得られた電力を利用しているかにつきましては、九州電力に確認いたしましたところ、利用しているとのことでした。

次に、2点目の原子力とその他の発電方法の割合につきましては、資源エネルギー庁が公表しております2022年度の全国電源構成によりますと、原子力発電が6%、その他の火力や再生可能エネルギーなどによる発電が94%となっております。

また、今後の需給見込みについては、国のエネルギー基本計画に示された、温室効果ガス削減目標を踏まえた2030年度のエネルギー需給の見通しによりますと、原子力発電が20から22%、天然ガスや石炭などの火力発電が41%、太陽光などの再生可能エネルギーによる発電が36から38%となっております。よろしくお願いたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 原子力規制委員会が策定いたしました原子力災害対策指針では、原子力発電所からおおむね半径30キロメートル圏内を原子力災害対策重点区域と定めております。

本市は、玄海原発及び川内原発、いずれの原子力発電所からも約100キロメートルの位置にありますため、原子力災害対策重点区域には該当はしません。しかしながら、熊本市地域防災計画において原子力災害対策計画を定めておりまして、原子力発電所で大規模な事故が発生した場合は、市民の皆様の安全安心を第一に、国・県及び関係機関と緊密に連携し、対応してまいることとしております。

〔25番 吉村健治議員 登壇〕

○吉村健治議員 答弁では、原子力で発電された電力を熊本市民も利用しているとのことでした。

この質問の趣旨は、市長を含む熊本市民の皆様に、まずは日常的に私たちが原子力を利用しているという事実を改めて認識していただくことでした。原子力を利用するに当たっては、必ず核のごみが生じます。核のごみとは、核エネルギーの利用によって、その際生じる高い放射線量を持つ廃棄物であり、その放射線は遺伝子を損傷させ、がん細胞を派生させると言われており、人体を含め、あらゆる生物や地球環境に危険極まりない影響を及ぼし、廃棄する場所がいまだ定まらないことから、原子力発電所をトイレのないマンションと批判する声もございます。

日本では、核のごみを再処理工場でプルトニウムとウランを分離抽出し、再利用する計画でしたが、再処理によって残る原液の毒性が自然界のレベルに達するまでには最大で10万年もの年月が必要とされているため、日本を含む各国は、使用済み核燃料をステンレス製の容器に封入し、ガラスで固めた後、厚さ20センチの金属の容器に入れ、それをさらに厚さ70センチの粘土で覆い、最終的には、いまだどこか場所も決まっていない最終処分場の地下300メートル以上の岩盤に閉じ込めるという方法を、今の段階では考えております。

以上の事実を踏まえ、最終処分場の選定に関し、佐賀県玄海町が核のごみ文献調査の受入れを表明したことに関連して質問いたします。

処分地選定に向けた調査を原発立地自治体で行うことについて、市長はどう考えられるのか。

2つ目、核のごみの最終処分場選定地に向けた調査を本市として受け入れるのか。

3つ目、また、調査の結果によっては、核のごみの最終処分場を本市として受け入れる考えはあるのかどうか。

最後に、全国民が公平に負担すべき廃棄物問題の解決に向けて、熊本市としてできることは何でしょうか。

以上、市長にお尋ね申し上げます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 原子力発電で排出されます高レベル放射性廃棄物の処分地選定に向けた文献調査に関し、原発立地自治体であります玄海町が受入れを表明されたことは報道等で承知しておりますが、町長は、町議会の意見や議論、国からの要請を熟考した、議会の議決と自分が考えていることとの板挟みで思い悩んだと述べられておりまして、大変重い決断をされたものと受け止めております。

次に、処分地選定に向けた調査の本市の受入れについてでございますが、文献調査については、自治体が自ら応募、または国からの申入れの受入れという2つの方法があると承知しておりますが、国から本市に対して申入れはあってございません。

なお、国は、高レベル放射性廃棄物の地層処分を行う場所を選ぶ際に、熟慮する必要がある科学的特性等について示した科学的特性マップを公表しており、当該マップによりますと、本市域の大部分は火山や活断層の近辺に位置するため、地質環境の長期安定性等の観点から、処分地として好ましくない特性がある地域に分類されております。また、地層処分による地下水への影響も考えられるますことから、処分地選定の第一段階となる文献調査の受入れは考えておりません。

3点目の核のごみ処理問題の解決に向けて、本市ができることについてでございますが、高レベル放射性廃棄物の処分につきましては、全国市長会において、課題解決に向けて、国が前面に立って取り組むよう求めておりまして、原子力安全・防災対策の観点から、国において適切に検討されるべきものであると考えております。

今後も、高レベル放射性廃棄物の問題に関しては、原発立地自治体だけの問題ではなく国全体の問題と捉え、動向を注視してまいります。

〔25番 吉村健治議員 登壇〕

○吉村健治議員 市長の答弁では、原発立地自治体だけの問題ではなく、国全体の問題として捉え、動向を注視するとの答弁をされました。

原発で発電された電気を好む、好まざるにかかわらず、それを利用して、便利で快適な生活を送る私たち都市部の自治体・・・は、核のごみ問題に関して他人事であってよいのでしょうか。大消費地に住む我々も、その責務の一端を何らかの形で担わなければならないという疑問が生じるのは当然のことであろうと思います。

今回、私が議会で取り上げたことで、多少なりとも核のごみのみならず原子力発電所や核兵器等について、お一人お一人が自分事として、理想と現実のギャップや、様々な矛盾に正面から向き合いながら、今ここにある危機等について考えていくきっかけになればと思います。

次の質問に移らせていただきます。

通告しております、熊本市の会計年度任用職員制度の適切な運用に関してお尋ね申

上げます。

少子高齢化の中で、労働市場においては50代以下の現役世代が減少し、その世代以上の比重が著しく高まっており、総務省の労働力調査によると、2023年には60歳以上の働く人は前年から14万人増え1,468万人に及び、就業者全体の21.8%を占める状況になりました。必然的に、官民間問わずシニア人材の活用が不可欠となっておりますが、既に民間においては給与等の待遇改善や働ける期間延長など、シニア人材を即戦力として確保するための策を多種多様に展開するに至っております。

公務においては、自治体退職者に豊富な経験を生かせる好事例が熊本にもありますので御紹介すると、玉名市職員退職者会が、人材確保と行政運営を円滑に進めるため、玉名市行政への応援に関する協定を締結いたしました。行政経験を生かした補助的業務、会計年度任用職員等の短期雇用、行政協力員等への参加及び補充、避難所運営、イベント行事等への呼びかけや参加、高齢者事業など、退職者が玉名市の依頼や要請に応える協定となっており、これから本格的に迎える人材不足に対する一つの具体的なかつ実効性のある動きとして、私は熊本市も大いに参考すべき先進的な施策として高く評価できるものと思います。

一方、熊本市といえば、任用及び勤務条件等に関し必要な事項を定めた熊本市会計年度任用職員任用等取扱要綱によれば、本市の常勤の職員で一般職に属する職員であった場合には、熊本市職員の定年等に関する条例を準用するとしております。このことは、つまり熊本市の元常勤職員で65歳以上の方々の採用を制限するものであり、定年後、会計年度任用職員に任用されても、65歳に達する年度までを任用の限度としております。そして、実際に各課の応募要項チラシを見ても、応募対象外とされております。

多くの本市職員が長年にわたりそれぞれのキャリアを積み重ねながらも市政に貢献されており、その能力をもって、定年後もでき得る限り市政に貢献、尽力したいと考える職員がいらっしゃる状況にあるにもかかわらず、元職員であったという理由だけで、65歳以上については、一部を除き会計年度任用職員への応募が認められないという要綱があることは、国や他の自治体、民間企業との動きに明らかに逆行しているのではないのでしょうか。

そこで、以下2点について質問いたします。

地方公務員法第13条において、全ての国民は、この法律の適用について平等に取り扱わなければならないと定められており、人種、信条、性別、社会的身分もしくは門地によって、社会的意見もしくは政治的所属関係によって差別されてはならないと定められており、採用に制限を加えることは合理的な理由が必要であると考えられております。この地方公共公務員法第13条に規定する平等取扱いの原則を踏まえると、職員採用については、年齢、性別に関係なく均等な機会を与える必要があると考えられます。元熊本市職員という身分を持って応募に制限を加えることは、関係法規に照らし何か問題がないのか、また他の自治体に類例を見ない制度を採用している理由は何なのかお示しくさ

い。

次に、今後人材不足の問題は一層深刻になり、シニア人材活用については本市も避けては通れない課題と考えられます。会計年度任用職員の門戸をこれまで述べてきたように広く開放することは、即効性のある人材確保策の一つであると思います。今後の熊本市における人材確保に向けての運用はどのようにあるべきと考えるか。

また、法の規定を守る立場として即座に改善が求められますが、その上で、要綱の改正も含め、今後の在り方をいかに考えるか、最初の質問に関しては総務局長、2番目については市長に答弁を求めます。

〔津田善幸総務局長 登壇〕

○津田善幸総務局長 私からは、65歳以上の元熊本市職員の応募を制限している点についてお答えいたします。

会計年度任用職員の採用につきましては、常勤職員と同様、地方公務員法第13条に規定する平等取扱いの原則を踏まえて採用事務を行っております。

これまで、市民の皆様の雇用機会の確保、組織の硬直化防止の観点で運用してきており、一定の合理性があり、問題はなかったものと考えております。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 ただいま総務局長は問題はなかったというふうに答弁をさせて炊きましたけれども、今後の会計年度任用職員の採用の在り方につきましては、少子高齢化のさらなる進展や、雇用情勢の変化等によりまして、人材の不足が生じるおそれがあるというふうに認識しております。

そこで、人材を安定的に確保しつつ質の高い行政サービスを提供していくため、令和6年度下半期の募集から、65歳以上の元熊本市職員についても対象としてまいりたいと考えております。

〔25番 吉村健治議員 登壇〕

○吉村健治議員 平等取扱いの原則を踏まえており、一定の合理性があり問題ないものと考えているとの総務局長の答弁でしたが、そもそも公務員の採用については、競争を通じて広く人材が募られるべきものであり、応募の制限を設けるべきではなかったと思います。

しかし、今回私の指摘を受けて、先ほど市長が答弁されたように、人材を安定的に確保しつつ、質の高い行政サービスを提供していくため、令和6年度下半期の募集から、65歳以上の元職員についても募集の対象にしてまいるとの方針を自ら示していただきました。そのことは、同じ熊本市民として、65歳以上の元熊本市職員の皆様が一般市民の方々と同様、活躍の機会が増えたことをうれしく思います。

次の質問に移らせていただきます。

時間の都合上、大変恐縮ですけれども、最初の質問は飛ばさせていただきます。

能登半島地震、台湾地震等に関連して御質問させていただきます。

能登半島沖地震は、発生から約半年が過ぎようとしています、ボランティア活動

で現地に行かれた方々のお話や報道機関の情報を見る限り、倒壊した建物のがれき等が手つかずの状態です。また、断水状態の地域があるなど、インフラ整備の普及がかなり遅れているようです。

地域住民は、何とかその場に残り、生活再建を必死に試みていますが、インフラが不十分な状態での避難生活が続けば生活の再建は困難であり、熊本地震では、直接死の約4倍を数えた災害関連死の増加も懸念をされております。

また、住民の流出に歯止めがかからないことから、地域社会の崩壊すら考えられますが、人口減少が進む、取り残された地方都市の悲哀という言葉で言い表すことはできません。

政府は、誰一人取り残さないというすばらしいスローガンを掲げ、復旧復興を進めていくということですが、あらゆる政策が形として実らず、スローガン倒れの無策な状態に現在ございます。

大地震を生き延びた方々が様々な問題が解決できないことによって、その後、災害関連死で亡くられる現実を見聞きすると、過去から学んだ教訓が十分に生かし切れていないことを痛感いたします。私たちは、これまでの経験から学び、将来の災害に備える必要があると思います。

そこで、お尋ねいたします。

石川県において、いまだに多く断水状態とお聞きしているが、現状と知り得る情報を教えてください。

能登半島地震の教訓をいかに熊本に生かしていくか、答弁を求めます。

次に、熊本地震で得た熊本市の様々な教訓や知識などのノウハウを、現在の石川県内被災自治体等はどう伝えるか、また今後の被災自治体への熊本市からの支援予定について、上下水道管理者と市長に続けて答弁を求めます。

〔田中俊実上下水道事業管理者 登壇〕

○田中俊実上下水道事業管理者 私からは、石川県の断水状況についてお答えします。

今年1月1日に発生した令和6年能登半島地震におきましては、石川県を含む6県で、最大約13万6,000戸の水道が断水しております。

発災後、本市は、甚大な被害を受けた上下水道施設の状況を踏まえまして、災害支援として、延べ280名の技術職員等を現地に派遣しまして水道の復旧に当たりました。

しかしながら、国土交通省が発表している災害情報によりますと、石川県では、一部地域でいまだ水道施設の復旧が進んでおらず、6月4日時点で、珠洲市で1,076戸、輪島市で745戸、合計1,821戸が断水している状況でございます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 能登半島地震では、津波、土砂崩れ、落石及び液状化などによって主要な道路が寸断され、人の移動や支援物資の輸送等が困難もしくは不可能となる孤立集落が多数発生いたしました。

また、奥能登2市2町におきましては、令和2年時点の数値ではございますが、高

齢化率が48.9%と高い数値となっております、孤立した集落の中で、支援が必要となる高齢者の方の割合が高かったと考えております。

さらに、上水道施設における耐震管率は石川県全体の数値を下回っておりまして、加えて交通アクセスが困難等の要因もあったことから、断水が長期化しているものと思われまます。

私自身も3月中旬に珠洲市、七尾市、金沢市、4月に輪島市と、自ら被災地を訪問させていただきましたが、発災から約3か月経過していたにもかかわらず、地震直後の混乱が収束していない状況でございました。

このようなことから、能登半島地震を受け、平時の訓練や備え、道路、水道等のインフラの重要性や超高齢社会の現状を踏まえ、熊本市防災基本条例における施策を着実に実施いたしますほか、発災時には首長のリーダーシップの下、全職員が一丸となって災害対応に取り組むことの重要性を改めて認識したところです。

熊本地震においては、中長期の復興のフェーズに応じた被災者ニーズを把握するために、計8回のアンケートを実施し、住宅再建や被災宅地の復旧、心のケア等、生活再建支援を行ってまいりました。また、地震から8年経過した現在も、災害関連死に関する審査会を継続しております。

このように、被災地の復興は長期的な対応が必要となりますことから、今後も被災地の要望等を踏まえ、被災地全体に対する息の長い支援を行ってまいりたいと考えております。

〔25番 吉村健治議員 登壇〕

○吉村健治議員 経験や知見を得たことで、次回の災害に備えて、今あるノウハウを随時更新して次の災害の発生時に生かすことが、市民の安全と安心につながり、最大の行政の目的である市民の命と財産を守ることにつながるのではないかと思います。

さて、4月3日に発災した台湾地震における初動対応に、私はとても感銘を受けました。台湾においては、過去25年において、マグニチュード7.7をはじめ頻繁に大きな地震に見舞われた地震大国です。今回最も被害の多かった花蓮市では、2018年の大地震後、教訓を生かし、市民の命を守るため、災害に対する備えを大きく見直しました。避難所の設置場所や避難物資の手配、使い方、担当者など、災害対策に関する様々な役割を明確にしております。

特出すべきは、実効性のある防災会議を毎週開催し、その都度、体制の見直しを行っていることです。市民は常日頃から自主的に避難訓練を行い、学校や地域もシミュレーションを繰り返し、いざというときの災害に対して官民協働で実効性のある備えをしています。このような災害体験を風化させない、日頃からの努力の積み重ねによって、ある避難所では、地震発生から僅か3時間後に避難所を開設するという迅速な対応を可能にしました。

早急な対応が常に最善とは限りませんが、普段の備えが十分であれば、被災者が物心両面の不安を抱える中で、まずは安心感を与えることにつながるの間違いござい

ません。当たり前のことですが、なかなかできていないのが絶つことのない備え、普段の備えだと思います。

そこで、質問いたします。

花蓮市のような、防災に関して実効性のある会議は熊本市でも開催されているか否か、また地域の日頃からの活動状況、台湾の防災行政から学ぶこと、これからの熊本市に生かしていけることは何か、1を政策局長、2を市長にお願い申し上げます。

時間の都合上、ちょっと市長には早口でしゃべっていただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

〔原口誠二政策局長 登壇〕

○原口誠二政策局長 本市では、熊本市地域防災計画において、市及び関係機関が災害時に担う役割や態勢について定めるとともに、震災対処訓練や水防訓練等を実施し、災害時における関係機関との連携強化を図るなど、その実効性を高めている。

次に、地域の活動状況としては、校区防災連絡会や避難所運営委員会、自主防災クラブなどの地域の防災組織において、地域の実情に応じた避難所開設運営マニュアルの作成や、訓練、防災に関する会議などを行い、地域の防災力向上に取り組まれている。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 このたびの台湾東部沖地震において、花蓮市の対応を確認いたしましたところ、避難所の迅速な開設を可能としたのは、2018年に発生した大地震をきっかけに、行政とボランティア団体、企業等が連携し、平時からの訓練により、災害対応への強化を図ったことなどによるものと伺っております。

このような花蓮市の迅速な災害対応は、本市にとっても非常に参考になるものと考えており、特に、自治体・民間レベルの取組や避難所開設、運営のノウハウなどについて、現地に職員を派遣し、調査研究するよう担当部局に指示しているところでございます。

今後も、熊本地震の教訓はもとより、台湾東部沖地震での優れた取組を参考にしながら、誰もが安心して暮らすことができる、真に災害に強いまちの実現に向け、取り組んでまいります。

〔25番 吉村健治議員 登壇〕

○吉村健治議員 現在、台湾の方に職員を派遣されていると、花蓮市の方にされているということは聞き及んでおりますので、そういった知見を得て、熊本市の防災行政に関してさらに磨きをかけていただければと思います。

最後の質問に移ります。

御準備いただいた観光部門に関して、大変申し訳ないと思いますが、時間の都合上、水に対する思いと普段の心がけについて等の質問を飛ばさせていただきます。

まず、PFOS、PFOAの問題に関してお聞きいたしますが、質問から先に入ります。

有機フッ素化合物PFASのうち、PFOS、PFOAは具体的に何か。その化学物質の特性や、引き起こされる人体や環境への影響と、現在の国の対応状況について、市民に分かりやすく説明をお願いしたいと思います。

熊本市の河川、地下水、井戸水の調査状況と国の汚染水指針値、本市においてはプロジェクトチームを設置されましたが、メンバー構成と設置の目的、その具体的取組内容、その成果と今後の方針について、また最終目標等があれば、以上を環境局長に問います。

〔村上慎一環境局長 登壇〕

○村上慎一観光局長 有機フッ素化合物に関する3点の質問に順次お答えいたします。

まず、1点目の有機フッ素化合物、PFOS、PFOAは、水や油をはじく性質や薬品に強い性質を持つため、フライパンや包装の表面処理剤などの身近な製品に広く用いられてまいりました。

また、分解されにくく環境中に長期間残留する上に生体内に蓄積しやすいという性質もあり、人の健康等に影響を及ぼす可能性が指摘されております。

次に、2点目の国の取組状況におきましては、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、いわゆる化審法に基づきまして、PFOSは2010年、PFOAは2021年から製造・輸入等を禁止するとともに、水質汚濁防止法では暫定指針値1リットル当たり50ナノグラムを設定し、最新の科学的知見や国内の検出状況の収集・評価を行い、総合的な対応策が検討されております。今後、国の方針等が示された場合には、それらに基づき適切に対応してまいります。

最後に、本市の取組状況におきましては、令和4年度の定期の調査におきまして、植木地区や白川地区の井戸から暫定指針値を超える濃度のPFOS、PFOAが検出されたことを受けまして、庁内横断的に対策を図るために、5局5区役所で構成するPFOS・PFOA対策地下水保全特別プロジェクトチームを設置いたしました。

その具体的な取組といたしましては、井戸や河川で水質検査を実施し、その結果、令和5年10月末までに、定点監視井戸を含む個人の飲用井戸332地点中39地点、井芹川28地点中12地点で暫定指針値の超過が見られました。また、暫定指針値を超過した井戸水を飲んでも害はないのかなど、市民の皆様からの健康への影響等に関する227件の相談に関しまして、関係部局で連携して対応をさせていただきました。

現在、暫定指針値を超過している井戸につきましても、上水水道への切替えを指導するとともに、原因究明のための追加調査等を行っておりまして、引き続き市民の皆様の不安払拭に努めてまいります。

〔25番 吉村健治議員 登壇〕

○吉村健治議員 お答えいただいたとおり、まだ不確的要素が多い、この問題でございますが、市民生活に欠かせない水の大問題を全体で考え、共有するためにも、本市からの市民に対する発信は大切になってまいります。

そこで質問します。

市民への情報公開はどのように行うのか。

京都大学では、沖縄県や東京都などの一部汚染地域において、住民の血中濃度調査を実施されていると聞いているが、本市において、指針値超過地点等の周辺住民への健康状態のモニタリングや血中濃度調査の実施有無について、市長にお答えをお願いします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 PFOS、PFOAへの対応に関しましては、地下水や河川の水質の徹底した調査を行い、その結果を速やかに、分かりやすく市民の皆様にご公開することが重要であると考えており、これまでも調査結果などを市のホームページ等で公開しております。また、市民の皆様からのこれらに関する問合せに対しましても、分かりやすく丁寧な説明を行っております。

次に、指針値超過地点等における周辺住民の血中濃度調査については、議員御指摘の京都大学における先進事例については承知しておりますものの、現在、国において、どの程度の量が身体に入ると影響が出るのかについて、いまだ確定的な知見はございませんで、検査方法も確立されておられませんことから、血液検査の結果をもって健康影響を把握することが困難な状況にあります。

また、国のPFASに対する総合戦略検討専門家会議等におきましても、今後の対応の方向性について議論されておりますことから、検査方法や評価方法の動向を注視してまいりたいと考えております。

〔25番 吉村健治議員 登壇〕

○吉村健治議員 御答弁ありがとうございます。

私たちは常に最悪の事態を想定し、地下水を守る責任がございます。確かに、日本においてはPFOS、PFOAに関して科学的に確立していないものは多いですが、アメリカの学術機関は、PFASの関連のリスクとして、肝臓への影響、抗体反応の低下、腎臓がんの増加、胎児・乳児の成長発達への影響を指摘しております。

昨晚、午後7時半からありました「クローズアップ現代」を御覧になられたでしょうか。PFASに関して衝撃的な新たな事実が放送されておりました。私が最初この問題を知ったのも、1年ほど前のNHK同番組であります。それよりも大分情報が上がったというか、詳しく分かるようになってきたという放送でございましたけれども、日本全国の多くの地域で国の暫定基準値を大きく上回る数値が検出されており、調査をすればするほど深刻な状態であることが分かってきています。

昨晚放送があったように、岡山県のとある町では、安全だとされ、町民が日常利用していた飲み水が、国が暫定値に定めた基準値の約28倍にも上る極めて高いPFAS濃度が検出され、住民に不安が広がっています。長年利用していた住民27名の血液検査をしたところ、アメリカの学術機関が健康リスクが高まると指摘している指針値を全員が大きく上回っていたとのこと、さらに水道水が汚染されていたことを町が住民に対して情報を知らせていなかったことなどが分かっていますが、住民の不安や怒り

は頂点に達しております。

また、番組では、汚染源にも新たに言及し、廃棄物処理場や浄水施設で使われている排水からPFASを吸着させるための活性炭が、使用后、地中に投棄された後に、雨水などの影響で流れ出し、河川や地下水、土壌などに多大な被害をもたらしている可能性があることを指摘しています。このことは、その周辺の土地であったり、畑、田んぼ等にも影響を与え、また、その後には人体にも多く影響を与えることを示唆し、現在でも、地域住民の話によれば、たくさんの病気を派生させる可能性があるということも、機能の放送であっておりました。

熊本においても、汚染源が今のところ全く解明されていない、私の選挙区でもあります熊本市北区でも、河川の汚染が分かっておりますけれども、原因自体は今までまだ分かっておりません。プロジェクトチームを去年よりやられていますけれども、引き続き継続してやられることを願っております。

本日の新聞紙上でも載っておりますが、先ほどの岡山県の自治体では、公費で血液検査を行う方針を示したとのことです。小さい町ですけれども、予算規模は6,000万円でしたか、かなりの金額に上っております。それが熊本とか全国とかになると、ある一定数、予算が必要になってきますので、このことに関しての国に対する要望は必要かなというふうに思っております。

ただし、金銭的な予算等がつけば、本市でもやろうと思えばできないことはありません。最新の情報を基に、大西市長のリーダーシップの下、汚染被害を最小限に収め、市民の皆様が安心して私たちの命の水をこれからも安心して使っていただけるように、引き続き努めていただきますようお願い申し上げます。

以上で、私の質問を終わります。

今回の質問において、勝手ながら時間の都合上、省かせていただいた部分が多々ありました。御準備に関しては行政の執行部側、議会局の方々に大変御迷惑をおかけした上で、今回立たせていただいておりますけれども、次回以降、また省力した部分に関しては、引き続き自分自身でも勉強しながらブラッシュアップして次回以降に生かしたいと思っておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

以上で、私の質問を終わります。御清聴、ありがとうございました。（拍手）

○寺本義勝議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

午後2時に再開いたします。

午後 0時09分 休憩

午後 2時00分 再開

○寺本義勝議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○寺本義勝議長 一般質問を続行いたします。

高瀬千鶴子議員の発言を許します。高瀬千鶴子議員。

〔28番 高瀬千鶴子議員 登壇 拍手〕

○高瀬千鶴子議員 公明党熊本市議団の高瀬千鶴子です。本日が通算8回目の質問となります。

今回、質問の機会をいただきました先輩、同僚議員の皆様にご心より感謝を申し上げます。

また、お忙しい中傍聴にお越しいただきました皆様、インターネット中継で御覧いただいている皆様にも心から御礼を申し上げます。

早速ですが、通告の順に従い質問してまいります。市長並びに執行部の皆様には、明快な御答弁をよろしくお願いいたします。

通告1番、2番をまとめて質問してまいります。

まず初めに、若者支援、特に生きづらさを感じる中高生が安心できる居場所づくりについてお尋ねします。

東京新宿の歌舞伎町には、10代を中心とした若者が無情に集まるトー横と呼ばれる一角があります。つい先日もトー横キッズの一斉補導が実施され、深夜の徘徊などで、14歳から19歳の15人が補導されたとの報道もあっておりました。今では東京だけではなく、大阪市ミナミのグリ下、名古屋市栄のドン横など、都市部を中心に日本各地に同じような場所が生まれているようです。

彼らは、他県など遠くからやってきており、地元にはない新たな出会いや刺激を求めてくる人もいますが、多くは助けを求めるかのように、安心できる居場所を探してやってきているようです。そのような彼らを突き動かしているのは不満ではなく不安、自分の安心できる居場所が地元にはないと悟ったとき、トー横のような代替の場所と仲間を求めてやってきます。

先日、数年前から視察に行きたいと思っておりました、東京都文京区にある中高生の秘密基地b-1 a bへ、三森議員と視察に行ってまいりました。

b-1 a bは、中高生の秘密基地をコンセプトとした新しい放課後の居場所です。リビングのようなスペースや、勉強、バンド活動、ダンスなどのスポーツや料理ができるスペースがあるほか、文化、スポーツ、学習支援などのイベントを実施されています。中高生が安心して自由に過ごせる居場所であるとともに、多様なイベントを通じて自分の可能性を発見する場でもあります。

文京区教育委員会では、平成16年に文京区青少年育成プラン「はじめの一步」を青少年問題協議会で策定されています。このプランでは、目指す青少年の育成ビジョンのキーワードは自立と社会性です。自立することの意味と社会性を身につけ、社会へ巣立って行ってほしいと願うものであり、そのためなら大人や社会全体でのサポートは惜しまないとの理念に基づき進められていきます。

平成21年、福祉センター及び教育センター建て替え検討会が設置され、合わせて青少年プラザ設置を計画、平成27年4月に開設となります。

施設運営は、公募型プロポーザル方式で選定された認定特定非営利活動法人カタリバが担われています。若いスタッフをはじめ、大学生や若手社会人のボランティア等が、半年の任期で10人から15人程度、こどもたちの可能性を信じ、個別の年齢や特性に寄り添い、こどもたちの成長、変化を見守っています。

b-1 a bは、家や学校以外の居場所として、年間100件もの視察や見学が入るなど、全国的にも注目されている施設です。

熊本県警察本部が作成をしています「肥後っ子のシグナル」を見ると、近年の少年非行情勢は、平成15年のピーク以降、検挙・補導人数は減少傾向にありましたが、令和3年にその数は増加へと転じており、令和5年中には、刑法犯少年・特別法犯少年のいずれも前年比で増加、さらに大麻事犯で検挙された少年は15人と直近10年間で最も多くなり、綿ものへの大麻の蔓延が深刻な問題となっていると書かれていました。

また、インターネット利用に起因する福祉犯の被害少年の92%が中高生となっています。

そこで、お尋ねいたします。

1点目、熊本市では、家庭や学校などとは別に、中高生が安心して行ける居場所はありますかでしょうか。

2点目、安心できる居場所の必要についての御意見をお示してください。

2点につきまして、教育長にお尋ねいたします。

引き続き、若者をむしばむ薬物乱用、オーバードーズ対策についてお尋ねいたします。

先ほどの肥後っ子のシグナルの結果でも、若者への大麻の蔓延が深刻な問題となっているとのことでしたが、若者を中心に薬物汚染は広がっており、大麻や覚醒剤などの薬物の乱用が後を絶ちません。

昨年8月23日付の公明新聞に、夜回り先生こと水谷修先生の薬物乱用の危険性についての記事が掲載されました。その中で、水谷先生は、薬物は人を3回殺す。これが多くの薬物乱用者と関わってきた上での実感だ。最初は頭、脳が乗っ取られ、薬のことしか考えられなくなる。次に心、薬物を手に入れるためなら平気で人を裏切るなど、何でもやるようになる。そして最後は肉体もむしばまれ、殺されてしまう。オーバードーズについては、一部の市販薬を一度に過剰摂取することで、違法薬物と似た効果が得られてしまう。入手しやすく、ネット上で乱用を助長する情報が流れたことで、中高生などに広まっていると話されています。

私たち公明党は、これまで薬物教育の充実や相談体制の強化など、一貫して薬物対策に取り組んできました。特に、麻薬などと同じ作用かありながら、規制の網から逃れていた危険ドラッグ対策にも力を注いできました。

また、国立精神・神経医療研究センターの2022年調査では、全国の精神科医療施設での薬物依存症の治療を受けた10代患者の主な薬物を見ると、市販薬が全体の65.2%を占めていました。また、過去1年以内に市販薬の乱用経験がある高校生の割合は、

60人に1人という結果も得られています。

同センターの薬物依存研究部長は、10年前は、非行や犯罪歴のある若者男性が危険ドラッグを使うケースが多かったが、近年は市販薬の乱用が多く、その大半が、素行に問題のない普通の若い女性ばかりと分析されています。嫌なことを忘れたいとの一心で薬局を回り、市販薬を大量に購入し、過剰摂取してします若者が急増しています。熊本市においても、早急な対策が必要であると考えています。

そこで、お尋ねいたします。

3点目、現在、熊本市において薬物乱用、オーバードーズ対策はどのように行われていますでしょうか。健康福祉局長にお尋ねします。

4点目、まとめのお尋ねとなりますが、学校での人間関係や家庭の問題など、生きづらさを抱える中高生の孤立の問題、また悪意ある大人たちから守るためにも、安心できる居場所の確保、信頼できる大人や仲間とのつながりをつくっていくことが必要だと考えますが、熊本市での取組状況と合わせて、大西市長の御見解をお示してください。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 私からは、安心できる居場所づくりについてお答えいたします。

こどもが肯定的・開放的な関係の中に自分の居場所を持つことは、自己肯定感や自己有用感を高めることにつながるなど、生きる上で不可欠な要素であり、こどもが安心して過ごせる居場所があることは大変重要であると考えております。

本市では、かつてこどもの居場所としての機能を有する青少年センターを開設しておりましたが、平成23年に閉鎖となっております。その後、市立の代替施設はないものの、近年、熊本市内のフリースクールが本市及び日本財団と協定を結び、継続してこどもの居場所づくりに取り組んでいる事例がございます。

こどもにとって、まずは家庭や学校が安心できる居場所となることが重要だと考えております。そのため、教育委員会では家庭教育支援に取り組むとともに、学校における放課後の居場所として重要な役割を担っている部活動について、持続可能な運営体制の構築に向けて検討を進めております。

また、家庭や学校以外の居場所づくりについては、不登校を含む長期欠席児童・生徒に対し、教育支援センター「フレンドリー」による児童・生徒の受入れや、教育ICTを活用した「フレンドリーオンライン」の配信による心の居場所づくり、フリースクール等民間団体との連携に取り組んでおります。

さらに、企業、関係機関、若者の団体等と連携しながら、書店やカフェ等を会場とした対話型のイベントなど、こどもが安心して過ごすことができる場を提供してまいります。

〔林将孝健康福祉局長 登壇〕

○林将孝健康福祉局長 私からは、本市における薬物乱用対策の取組についてお答えいたします。

市販薬の過剰摂取、いわゆるオーバードーズを含む薬物乱用対策は、予防教育が重要でありますことから、市内の全中学校、高等学校において、年に1回以上の薬物乱用防止教室が開催されております。加えて、熊本市薬剤師会や熊本県と連携し、「ダメ。ゼッタイ。」を合言葉とした街頭キャンペーンの実施やホームページ、SNS等により、薬物の危険性や医薬品の適正使用について啓発を行っております。

さらに、オーバードーズ対策として、薬局や医薬品販売業者に対し、乱用等のおそれがある医薬品は、販売時に購入状況の確認等を徹底するよう周知するとともに、立入り検査の際に、販売方法を確認し遵守するよう指導を行っております。

今後も引き続き、若年層における薬物乱用対策を着実に取り組んでまいります。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 厳しい環境の中で、人との関わりに悩み、困難を感じている子どもや若者にとって、信頼できる大人や仲間とともに安全で安心して過ごせる居場所を持つことは、健やかな成長や将来にわたる幸せのために大変重要であると考えております。

子ども・若者の悩み相談に対しましては、これまで傾聴を中心に助言や情報提供を行ってまいりましたが、子ども・若者の抱える課題は複雑さ、深刻さを増しております。

このため、アウトリーチを含めました伴走型の支援など、相談支援の強化に向け、若者・ヤングケアラー支援センターを本年10月に開設する準備を進めております。センターには、子ども・若者がいつでも気軽に立ち寄ることができ、社会福祉士等のスタッフや仲間との信頼関係を構築しながら、安心して自分の時間を過ごすことができる居場所をつくりたいと考えております。

また、現在、地域や民間における取組も含めまして、子どもの居場所となり得る施設や機能について、現状把握や課題整理など調査研究を進めておりまして、今後の施策に生かすとともに、策定中の（仮称）熊本市子ども計画に反映させてまいりたいと考えております。

未来を担う全ての子ども・若者が夢や希望を持って健やかに成長し、幸せに生活できるよう、「子どもが輝き、若者が希望を抱くまち」の実現に向けて、全庁挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

〔28番 高瀬千鶴子議員 登壇〕

○高瀬千鶴子議員 御答弁ありがとうございました。

教育長の方からは、家庭や学校以外の居場所づくりについては、不登校を含む長期欠席児童に対し、教育センターフレンドリーによる児童・生徒の受入れや、教育ICTを活用したフレンドリーオンラインの配信による心の居場所づくり、フリースクール等の民間団体の連携に取り組んでいるとのことでありました。

薬物乱用、オーバードーズ対策としては、予防教育が重要であることから、市内の全中学校、高等学校において、年1回以上の薬物乱用防止教室が開催されており、薬局や医薬品販売業者に対しても指導が行われているとのことでした。

咳止めの薬や風邪薬など、適量であれば良薬となりますが、過剰摂取した場合には臓器障害、呼吸や心臓の停止など、最悪のケースに至る危険性があります。今後も薬物乱用防止策として、薬物の危険性や医薬品の適正使用についての周知、啓発とともに、予防教育にしっかり取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

大西市長からは、本年10月に向けて、若者・ヤングケアラー支援センターの開設準備を進めている。センターにはこども・若者がいつでも気軽に立ち寄ることができ、社会福祉士等のスタッフが、仲間との信頼関係を構築しながら、安心して自分の時間を過ごすことができる居場所をつくるとの御答弁でありました。全庁を挙げて取り組むとも言っていただきましたので、こども局をはじめ教育委員会ともしっかり連携をしていただきながら、居場所づくりに取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

引き続き若者関連の質問で、自殺予防対策についてお尋ねします。

これまでも、我が会派の三森議員をはじめ多くの議員が質問されておりますが、数年前に開発されました精神不調アセスメントツール、RAMP Sと呼ばれる自殺リスク判定ソフトがあることを知り、今後の自殺予防の取組に活用できないかと考え質問させていただきます。

熊本市の第2期熊本市自殺総合対策計画を見ますと、こども・若者の自殺への対策は重点対策の一つとなっています。

本市の自殺者数は、平成30年まではおおむね減少傾向にありましたが、令和元年以降は増減を繰り返してやや増加傾向に転じており、その中で、学生、生徒等の自殺者が5人以上という状況が続いているようです。

新春期の若者は、精神不調を抱える者ほど、自分の問題は自分で解決すべきであると考えがちであることや、死にたいと願う希死念慮が深刻になるほど、援助を求める行動をとらなくなり、助けを必要とするこどもほど助けてとは言わない傾向があるようです。

そこで、初めに触れました精神不調アセスメントツール、RAMP Sについて少し御紹介します。

2023年度には、新潟県61校、長野県13校、東京都、神奈川県、山形県、山梨県、愛媛県、沖縄県など、100校ほどで導入されているようです。

RAMP Sは、主に保健室で使用され、訪れた児童・生徒に、このソフトの入ったタブレット端末を渡し、10問程度の質問に答えていきます。1次試験での質問は、食欲はあるかなど比較的答えやすい質問から始まり、徐々に生きていても仕方がないと考えたことがあるかや、自分で自分を傷つけたことはあるかといった質問に変わっていきます。

次に、この結果を基に、精神不調のリスクが疑われる児童・生徒に対しては、養護教諭やスクールカウンセラーが面接でより詳しく質問する2次検査を行うと、自殺リ

スクが4段階で評価されます。保健室でRAMP Sの入力を進められて拒否する生徒はほとんどおらず、大抵は正直に答えてくれるそうです。

RAMP Sの2次試験で、一見すると元気そうな中学男子が、死にたいと思ったことがあるし、死のうと計画したこともあると話してくれ、これまで聞かれなかったから言えなかったし、聞かれない限り、自分からは言えないと答えてくれたそうです。実際、RAMP Sを導入した学校では、全く問題がないと思っていた生徒や、何となく心配だと思っていた生徒の自殺リスクや精神不調の見逃しを防げたケースが、想像していたよりもずっと多くあるとのことでありました。

そこで、お尋ねいたします。

1点目、現在の熊本市におけるこども・若者の自殺への対策について御教示ください。また、RAMP Sに関する御見解をお示しください。

2点目、児童・生徒は生活時間の大半を学校で過ごしています。だからこそ、学校は自殺リスクや精神不調を早期に発見できる重要な場所であると考えます。そこで、現在の自殺対策の現状と、RAMP Sに関して教育現場からの御意見をお示しください。

以上、1点目を健康福祉局長に、2点目を教育長にお訪ねします。

〔林将孝健康福祉局長 登壇〕

○林将孝健康福祉局長 私からは、本市における自殺予防対策等についてお答えいたします。

議員御紹介のとおり、令和6年3月に策定しました熊本市第2期自殺総合対策計画では、3つの重点対策の一つとして、こども・若者の自殺への対策を推進しております。この対策においては、自殺リスクの早期発見とともに適切な支援につなげることが重要でありますことから、市立学校の教職員を対象に、学校現場から必要な相談窓口へつなぐことができるゲートキーパーになっていただくための研修会を開催しているところです。

また、若者にとって日常的なコミュニケーションツールであるSNSを活用した「こころの悩み相談」を実施し、電話や対面では話しづらい悩みについて、専門家や年代の近い大学生が相談に応じております。

議員御提案のRAMP Sをはじめとする精神不調アセスメントツールにつきましては、自殺リスクを早期に発見することができる効果的なツールの一つであると認識いたしております。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 私からは、学校における自殺予防対策についてお答えいたします。

学校現場では、日常の健康観察や教育相談、毎月のきずなアンケート等を実施し、心のケアが必要な児童・生徒へはスクールカウンセラーによるカウンセリングを実施するなど、自殺リスクや精神不調を早期に発見できるように取り組んでおります。

また、学校への相談が難しい児童・生徒は、不安や悩みを外部機関へも相談できる

よう、こども局のこども権利サポートセンターが実施している24時間チャット相談など、相談機関一覧を作成し、各家庭に周知しております。

精神不調アセスメントツールは様々ありますが、現在、教育委員会では、児童・生徒のSOSコミュニケーション支援システム「kimino micata」を紹介し、一部の学校で導入をしているところです。

議員御紹介のRAMP Sについては、導入している自治体への調査を行うなど、健康福祉局等、関係部局、関係機関と連携しながら、効果的な自殺予防対策を研究してまいります。

〔28番 高瀬千鶴子議員 登壇〕

○高瀬千鶴子議員 御答弁ありがとうございました。

熊本市においては、市立学校の教職員を自殺のサインに早期に気づき、必要な相談窓口につなげる等の役割を担うゲートキーパーとして要請する研修会を開催されており、若者にとって日常的なコミュニケーションツールであるSNSを活用したところの悩み相談を実施し、電話や対面では話づらい悩みについて、専門家や年代の近い大学生が対応しているとのことでした。

学校現場においては、日常の健康観察や教育相談、毎月のきずなアンケート等を実施し、心のケアが必要な児童・生徒へは、スクールカウンセラーによるカウンセリングを実施するなど、自殺リスクや精神不調を早期発見できるように取り組んでいるとのことでありました。

RAMP Sについては、導入している自治体等への調査を行うなど、健康福祉局等と関係機関と連携しながら、効果的な自殺予防対策を研究してまいるとの御答弁でありました。重要なことは、こどもたちがいかに早く助けてと言える環境を整えてあげることだと思いますので、関係機関ともしっかり連携していただきながら、より効果的な自殺予防対策に取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、産後ドゥーラの導入についてお尋ねいたします。

令和4年第1回定例会にて質問させていただきましたが、皆様御存じのとおり、産後ドゥーラとは、産後の母親に寄り添って支える経験豊かな女性という意味があり、家事も育児も心配事も丸ごと相談できる心強いサポーターであります。

先日、公明党熊本県女性局主催で、下野六太参議院議員、県下の女性議員、熊本市内の男性議員も参加しての産後ドゥーラについての勉強会が開催をされました。元区議会議員で、現在はドゥーラ協会理事をされています梁川妙子さんをはじめ、熊本県内で産後ドゥーラとして活躍されている栗原さん、桑原さんに御参加をいただきました。産後ドゥーラとしての活動の様子や利用者の方の御意見、感想など、様々教えていただきました。

以前、公明新聞に掲載をされていました東京慈恵会医科大学の井上祐紀准教授が、コロナ禍と産後鬱について話してくださっている記事によると、産後鬱に対するケアは、心の病気として感情や思考の側面の治療が重要視されるが、体の病気としての側

面も極めて大事だ。抑鬱気分は治まってきたのに、赤ちゃんの世話と相まって眠りにくい状況の中、僅かな家事でも体を動かすこと自体がつらいといった身体的な症状が長期間続くことが多い。産後鬱の母親は、家事が止まると自分への駄目出しを繰り返し、これではこどもは育てられないなどと、どんどん悲観的になっていく。だからこそ、経済的に生活のめどが立つことに加えて、育児、家事を回すための直接支援や、信頼できる支援者にこどもを任せることが出来る時間をつくる必要があると言われております。

前回、産後ドゥーラの導入にして質問させていただきましたが、健康福祉局長からは、産後の母親や家庭が安心して子育てができる環境を整備していくことは非常に重要であると認識しており、産後のケア事業へ産後ドゥーラの導入及び養成については、利用者等へのアンケートによるニーズ把握や他都市の状況を参考にしながら研究してまいるとの御答弁でありました。

そこで、お尋ねいたします。

前回の質問以降、研究はどのように進んでいますでしょうか。また、現在、玉東町、荒尾市では、子育て世帯訪問支援事業において委託契約をされております。本市での委託契約は可能なのでしょうか。

以上、こども局長にお尋ねいたします。

〔木櫛謙治こども局長 登壇〕

○木櫛謙治こども局長 産後ドゥーラに関する御質問にお答えいたします。

産前産後の母子への支援につきましては、まず、産後ケア事業など母子の心身のケアや授乳指導、育児支援等を行う養育支援につきましては、心や体に関する専門的な知識・技能が求められます。このため国の要綱やガイドラインにおいて、助産師や保健師などの資格が必要とされておりますことから、本市の委託要件としております。

次に、産前産後ホームヘルプや子育て世帯訪問支援などの家事支援につきましては、助産師等の資格の有無は問いませんが、育児不安のある方や特定妊婦、ヤングケアラーなど、特に支援が必要な御家庭を対象としております。このため国のガイドラインでは、支援員の要件として、支援対象者に関する基礎知識や児童虐待などのリスク要因など、市町村が実施する研修を修了することが必要と示されております。

産後ドゥーラは、産前産後を支えるための知識・技術を認定する民間の資格で、妊産婦のニーズに応え、育児に不安を抱える御家庭への支援を適切に行うことができる方と認識しております。助産師等の資格を有するか、あるいは本市が開催する研修を受講し、修了するなど、一定の条件を満たしていただければ、本市の事業を委託することは可能であり、産前産後ケアの専門家として御活躍いただけると考えております。

〔28番 高瀬千鶴子議員 登壇〕

○高瀬千鶴子議員 御答弁ありがとうございます。

産後ドゥーラは、産前産後を支えるための知識、技術を認定する民間の資格であり、妊産婦のニーズに応え、育児に不安を抱える家庭への支援を適切に行うことができる

方と任期している。また、一定の要件を満たせば、本市の事業を委託することは可能であり、産前産後ケアの専門家として御活躍いただけると考えているとの御答弁でありました。

熊本市においても、現在、助産師等による母親への心身のケアや授乳方法の指導、ホームヘルパーが家事や育児支援に取り組まれており、産後に母子にきめ細やかな支援を行われているところではありますが、育児に不安のある方、特定妊婦、ヤングケアラーなど、より手厚い支援が必要な御家庭もあります。これからは、産後ドゥーラの方々にも大いに活躍していただけると期待をしておりますし、必ず活躍していただけるものと確信をしております。今後も産後ケアのさらなる充実のために取り組んでいただきますよう、よろしく願いいたします。

続きまして、健康寿命延伸に向けた取組についてお尋ねしていきます。

神奈川県では、平成29年3月29日に、かながわ未病改善宣言を公表されています。この宣言では、2つの理念と重要な3つの取組を掲げられています。この未病という概念を学ぶため、三森議員とともに神奈川県庁へと視察に行つてまいりました。

未病とは、心身の状態を健康と病気の二分論の概念で捉えるのではなく、健康と病気の間を連続的に変化するものとして、この全ての変化の過程を表す概念を未病と捉え、この未病の改善を図ることで、心身をより健康な状態に近づけていくことが重要とされています。

国においても、令和2年3月には、未病の定義が盛り込まれた国の第2期健康医療戦略が閣議決定されているところであります。今後、神奈川県においても超高齢社会へと移行していくことが予想される中で、平均寿命の延伸の増加分を上回る健康寿命の延伸を図ることを目標の一つに定められており、ライフステージに応じた未病対策と、未病改善の取組を支える環境づくりを軸に、様々な未病改善の取組を推進されています。

未病改善には、ライフステージによって対策の方向性が大きく異なってくることが予想されますので、こどもには運動などの重要性、女性には女性特有の健康問題、働く世代にはメタボ対策、高齢者にはフレイルやオーラルフレイル対策など、全ての県民の皆様に、自分に合った未病改善に取り組んでいただけるように、未病対策が進められています。

具体的には、手軽に健康状態や体力等をチェックし、その結果に基づくアドバイスや未病改善の取組のための情報を受けられる場として未病センターが、現在、公設、民間合わせて84か所設置されています。この未病センターは、自分の健康状態の見える化、健康に関する相談、アドバイス、食、運動などの知識の取得、情報提供、健康づくりに関するプログラムの実践、コミュニケーションや情報交換等の交流の場となっております。

さらに、民間企業とも協定を結ばれており、企業が保有するノウハウや人材を生かして、職や運動など未病改善のための健康支援プログラムを提供していただき、県機

関、市町村が設置する未病センターでの実施をコーディネートされているそうです。

特徴的な取組としては、幼稚園、保育園での食育応援プログラムの実施や小学校へ
の出前授業、高校生用の健康、未病学習教材の活用、働く世代の女性に向けた職場訪
問エクササイズ事業の実施など、多岐にわたり工夫を凝らして実施をされております。

特に女性の健康寿命の延伸に向けた取組では、令和5年度に県庁の女性職員向けに
も開催をされており、一、二か月に1回のペースで全5回、1回当たりは40分程度の
エクササイズが職場内で実施されており、参加者の仕事とは違う一面を垣間見るこ
とができたり、参加者同士のコミュニケーションがアップするなど、喜びの声も多く
上がっていたとのことであります。

現在は、女性従業員の健康づくりを進めたい企業と、エクササイズ提供企業をマッ
チングする方向へと事業がシフトしているようですが、家事や育児など忙しい
状況にある働く女性にとって、職場内で運動ができることで、自身の未病の改善につ
ながることは大変有意義な取組であると感じております。

そこで、お尋ねいたします。

1点目、本市において、自身の健康状態や体力測定など、気軽に見える化できるよ
うな取組はありますでしょうか。

2点目、神奈川県では、健康寿命の延伸のため、こども世代からの未病対策、健康
への意識づけを行われておりますが、本市において、ライフステージに応じた健康増
進の取組はどのような取組がありますでしょうか。

3点目、女性の未病対策として、ライフステージに応じた取組が必要ではないかと
考えます。特に市役所の女性職員向けの未病対策も御検討していただきたいと考えま
すが、市長の御見解をお示してください。

以上、1点目、2点目を健康福祉局長に、3点目を大西市長にお尋ねします。

〔林将孝健康福祉局長 登壇〕

○林将孝健康福祉局長 私からは、本市における健康増進の取組に関する2点のお尋ね
についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、健康状態を客観的に把握し病気を未然に防ぐことは、健康増
進を図る上で大変重要であると認識しております。

そこで、本市におきましては、市が所管するスポーツ施設のトレーニング室などで、
効果的なトレーニング方法や健康づくり全般について気軽に相談・指導が受けられる
体制づくりを行っておりますほか、地域では、通いの場である高齢者サロンなどに市
がスタッフを派遣し、体力測定や体組成測定などを行い、フレイル予防・骨折予防に
つなげる取組などを行っているところです。

また、各区役所では、血压測定をはじめ保健師や管理栄養士などによる健康相談を
毎月2回行っており、電話による相談と併せ気軽に御相談していただけるよう取り組
んでいます。

次に、ライフステージに応じた取組に関しましては、本市では、令和6年3月に策

定いたしました第3次健康くまもと21基本計画におきまして、乳幼児から高齢者まで総合的に健康づくりを推進するライフコースアプローチを踏まえた健康づくりを新たに掲げ、こども、女性、働き盛り世代、高齢者に関するそれぞれの課題に応じた取組を行うこととしております。中でも、若い世代の運動習慣や女性特有の健康課題に対しましては重点取組と位置づけており、今後、様々な機会を通して課題解決に努めてまいります。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 本市の第3次健康くまもと21基本計画においても健康寿命の延伸を全体目標と位置づけておりまして、特に女性の健康については、ライフステージごとに様々な健康課題があるため、その段階に応じた対応をしていくことが重要であります。

その中でも、本市の女性職員を対象とした取組として、年代による女性特有の身体変化や自己管理の方法、仕事への影響等についての研修を開催し、職員の健康増進に取り組んでおります。

今後も引き続き女性がそれぞれのライフステージを健康で生き生きと過ごせるよう、女性特有の健康課題や、その予防法等の情報発信を充実させ、健康の保持、増進につなげてまいりたいと考えております。

〔28番 高瀬千鶴子議員 登壇〕

○高瀬千鶴子議員 御答弁ありがとうございました。

熊本市において、健康寿命延伸に向けた取組としては、市が所管するスポーツ施設のトレーニング室などで、効果的なトレーニング方法や健康づくり全般について気軽に相談、指導が受けられる体制づくりを行っているほか、第3次健康くまもと21基本計画において、乳幼児から高齢者まで総合的に健康づくりを推進するライフコースアプローチを踏まえた健康づくりを新たに掲げ、こども、女性、働き盛り世代、高齢者に関するそれぞれの課題に応じた取組を行うこととしているとの御答弁でありました。

また、市役所の女性職員を対象とした未病対策の取組としては、女性がそれぞれのライフステージを健康で生き生きと過ごせるよう女性特有の健康課題や、その予防方法の情報発信を充実させ、健康の保持増進につなげてまいるとのことでありました。

すぐに女性職員向けのエクササイズの実施とまではいきませんでした。男性職員の皆様においても、忙しい働く世代にとっては健康増進の取組は重要でありますので、今後も熊本市において、市民の皆様の健康寿命延伸に向けた積極的な取組を続けていただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、地域の防災力アップへの取組についてお尋ねいたします。

改めまして、本年1月に発生しました能登半島地震でお亡くなりになられた皆様、被災をされました全ての皆様に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

午前中、吉村議員からも防災に関して質問がありましたが、少し重なる部分もありますが、角度を変えて質問させていただきたいと思っておりますので御了承ください。

本年は、熊本地震から8年を迎えました。着実に復興は進んでいると感じております。

先日、公明党熊本県本部では、第10回熊本県復興会議を開催しました。党本部より山口那津男公明党代表を迎え、木村県知事、大西市長にも、お忙しい中御参加をいただきました。大変にありがとうございました。

能登半島地震では、熊本市においても発災後早い段階から職員の派遣を行っておられ、大西市長自らも足を運ばれております。大変な環境の中、現地に赴き支援をされました皆様、本当に御苦勞様でした。また、ありがとうございました。熊本地震の経験が随所に生かされているとも伺っております。

そこで、お尋ねいたします。

能登半島地震におきまして、熊本地震での経験はどのようなところで生かされているのでしょうか。大西市長にお伺いいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 私も熊本地震を経験した市長として、また、全国市長会の防災対策担当の副会長として、能登半島地震発生直後より、被災地の市長と直接連絡を取りますとともに、私自身も直接被災自治体を訪問いたしまして、それぞれの首長と被害状況や今後の支援について意見交換を行ってまいりました。

被災地への支援といたしましては、災害マネジメント支援をはじめ、住家被害認定調査支援や広範囲で発生しております液状化被害対応等、これまでに469名の職員を派遣しております。

また、過去の災害の経験から、応援職員の生活改善のため、キャンピングカーの導入支援やDMA Tなどの医療従事者への簡易ベッドの提供を行うとともに、ドローンを活用した家屋調査のオンライン判定や液状化被害に関する電話での相談対応等、現地に赴かずとも可能な支援を本市において行っております。

このように、フェーズごとに必要となる取組や被災者のニーズに応える支援メニューの提言も行ってきたところでございまして、今後も被災地の要望等を踏まえ、被災地全体に対する息の長い支援を行ってまいりたいと考えております。

〔28番 高瀬千鶴子議員 登壇〕

○高瀬千鶴子議員 御答弁ありがとうございました。

被災地には町長自らも訪問され、被害状況や今後の支援について意見交換をされており、様々な支援に取り組まれております。中でもドローンを活用した家屋調査のオンライン判定や液状化被害に関する電話での相談対応など、現地に赴かずとも可能な支援を本市において行われているとのことでありました。

今後も被災地の要望等を踏まえ、被災地全体に対する息の長い支援を行ってくださるとのことですので、被災者の皆様に寄り添ったきめ細やかな支援が続きますよう重ねてお願いをいたします。

引き続き防災関連の質問を続けてまいります。

今回、様々な情報が伝えられる中で私が注目をしたのは、「ガイアの夜明け」というテレビ番組で紹介をされました、被災者をより安全な場所に避難させる二次避難所で、被災者の受入れ人数や被災者情報、必要な支援などを巡って情報が錯綜し、混乱を極める中で、その混乱を収めるため、たった2日間で被災者を受け入れるためのシステムが開発されていたということでありました。

二次避難所のある加賀市では、数年前からスマートシティを目指し、行政やビジネスのデジタル化を進めていたとのことでありました。たった2日間でシステムをつくられたエンジニアの方に経緯を表したいと思いますが、災害時にデジタル技術を活用することで、避難所の運営の効率化や被災者の方へのきめ細やかな支援が可能となることを学びました。熊本市においても、くまもとアプリを活用した避難所受付等の実証実験を実施されておりますので、後ほどお尋ねしていきたいと思っております。

続きまして、災害時に避難生活を送る女性や妊産婦、乳幼児向け用品の備蓄が全国の自治体で進んでいないことが内閣府の調査で分かったとの記事が、2月6日付の西日本新聞に掲載をされておりました。2022年末時点で離乳食を備蓄していたのは、全市区町村の14.3%、妊産婦用の衣類は0.5%で、調査対象20品目のうち16品目で30%を下回っているとのことでありました。

能登半島地震で避難をされている若い女性の方からも、支給される肌着はデザインが合わないなどの御意見が出ています。少しわがままに聞こえるかもしれませんが、少しでも快適な避難生活を過ごしていただくために、配慮見必要であると考えます。

そこで、お尋ねしていきます。

1点目、くまもとアプリを活用した実証実験とは、どのように行われたのでしょうか。また、その成果と今後の活用に向けた展望などありましたらお示しください。

2点目、熊本市において、災害時の備蓄品の中で、女性や妊産婦、乳幼児向けの備蓄品はどのような状況でしょうか。特に女性用の肌着など、世代に合ったものが備蓄されていますでしょうか。また、液体ミルクの備蓄も全国的に広がってきておりますが、本市でのお考えをお示しください。

続けて、気象防災アドバイザーについてお尋ねいたします。

令和3年第4回定例会にて、我が会派の先輩議員であります藤永議員が質問に取り上げておりますが、皆様も御存じのとおり、気象防災アドバイザーとは、市予定の研修を修了した気象予報士や、気象庁退職者等の国土交通大臣が委嘱する気象防災のスペシャリストであります。限られた時間内で予報の解説から避難の判断までを一貫して扱える貴重な人材であります。地方公共団体の職員として採用された場合には、避難指示発令判断時の支援をすることもできます。

これから本格的な梅雨時期にも突入していきますし、秋には台風シーズンを迎えます。線状降水帯など、いつどこで発生し、災害が起こるか分かりません。そんなときに力強い存在となるのが気象防災アドバイザーであると考えております。

そこで、お尋ねいたします。

3点目、熊本市における希少防災対策の現状と気象防災アドバイザーの活用促進について、大西市長の御見解をお示してください。

以上、1点目を政策局長に、2点目を健康福祉局長に、3点目を大西市長にお尋ねします。

〔原口誠二政策局長 登壇〕

○原口誠二政策局長 私からは、くまもとアプリを活用した実証実験についてお答えいたします。

くまもとアプリは、令和6年3月下旬に運用を開始し、避難所受付の効率化、リアルタイムでの避難状況の把握、車中泊等の避難所外の避難者情報の収集等を可能とするものでありまして、迅速かつ的確な被災者支援につながるものと考えております。

議員お尋ねのくまもとアプリを活用した避難所受付等の実証実験につきましては、令和6年2月に、力合西校区の住民約60人の御協力の下、実施したものでございまして、実際の災害を想定した避難所受付等を行い、アプリ導入の効果や課題の検証を行いました。

実証実験では、1人当たりの受付に要する時間を比較したところ、従来の紙による受付が70秒であったのに対し、くまもとアプリでは4.6秒との結果となり、避難所の受付業務の効率化につながることを確認できました。

一方で、アプリの新規登録の際に職員の支援を必要とされた参加者も多く、利用登録時には丁寧なサポートが必要であることが確認されたところでありまして、今後はくまもとアプリの登録者の増加を図るため、様々な媒体を活用し周知に努めるとともに、サポート体制を充実に取り組みでまいりたいと考えております。

〔林将孝健康福祉局長 登壇〕

○林将孝健康福祉局長 災害時の女性・妊産婦や乳幼児向けの備蓄品につきましては、区役所や公園等の備蓄倉庫や防災倉庫等において、それぞれの倉庫の維持管理規程に基づき、生理用品や女性用の肌着セットをはじめ、粉ミルクや各種サイズのこども用紙おむつを備蓄しております。

議員御指摘の女性用の肌着につきましては、現在の備蓄品が必ずしも若年層に配慮したものとはなっていないことから、今後の棚卸し等の機会を捉えて、若年層やこどもにも対応できる肌着の取りそろえに努めてまいります。

また、液体ミルクについては、賞味期限の短さや高温環境での保管に適さないなどの課題がありますことから、現在まで備蓄には至っておりませんが、災害時の断水、停電等に際して有用であると考えており、今後、関係部局との協議を行うなど、備蓄に向けた検討を行ってまいります。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 気象防災対策の現状について、大雨等の災害から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活への影響を最小化するためには、気象情報を適切に把握し、

避難情報を迅速に発令することが重要であると考えております。

甚大な災害発生の恐れがある場合には、私と熊本地方気象台長が直接連絡できるようなホットラインを既に結んでおります。さらに、令和5年度から、大雨等による警報が予想される場合には、気象台と24時間オンラインでつなぐ体制を構築しておりまして、必要に応じて気象情報等の意見交換を行うことで、的確な避難情報の発令判断を行っております。

また、去る5月30日、熊本地方気象台長を講師として招聘し、気象災害に係る幹部職員向けのトップマネジメントセミナーを開催するなど、気象台とは平時から緊密に連携し、激甚化、頻発化する豪雨災害に備えております。

次に、気象防災アドバイザーの活用について、本市では、昨年度、防災士フォローアップ研修及び防災担当職員研修で講師を務めていただいたところでございます。引き続き気象防災アドバイザーに御協力をいただきながら、真に災害に強いまちの実現に向けて取り組んでまいります。

〔28番 高瀬千鶴子議員 登壇〕

○高瀬千鶴子議員 御答弁ありがとうございました。

くまもとアプリを活用した避難所受付等の実証実験では、アプリ利用により受付に要する時間の大幅な短縮ができ、業務の効率化につながることを確認できたとのことであります。

能登半島地震において、マイナンバーカードを携行していた避難者が約4割ほどであったためマイナンバーカードが利用できず、避難所運営には交通系ICカード、Suicaを利用されているようであります。マイナンバーカードであれば、被災者の年齢や性別に応じたよりきめ細かい支援が可能となります。しかし、災害時に避難が最優先となりますので、逃げる際にマイナンバーカードを携行できるかという点においては、今後の重要な課題となります。携帯電話だけでも握って避難していただければ、このくまもとアプリが活躍することができます。

今後も新規登録者数増を目指し、周知、啓発、登録サポート等への積極的な取組をお願いいたします。

災害時の備蓄品については、今後の棚卸し等の機会を捉えて、若年層やこどもに対応できる肌着の取りそろえに努めてくださるとのことでありました。

また、液体ミルクについても、今後関係部局との協議を行うなど、備蓄に向けた検討をしてくださるとの前向きな御答弁、ありがとうございました。早期の備蓄がかないますよう、よろしくをお願いいたします。

気象防災対策については、令和5年度から大雨等による警報が予想される場合には、気象台と24時間オンラインでつなぐ体制を構築しており、適格な避難情報の発令判断を行っているとのことで安心をいたしました。気象防災アドバイザーについては、今後も災害に強いまちづくりのため、協力をして取り組んでいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

最後になりますが、今月4日、公明党は、災害時にこどものケアや学習支援を行う教員やNPO法人など、官民連携による支援チーム、（仮称）教育版DMATの創設について、盛山正仁文部科学大臣に提言をしております。これから各都道府県においても設置の要請があるかもしれませんので、要請がありましたときには、大西市長におかれましてはいち早い対応をしていただきますよう、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、今回準備をいたしました質問は終わりました。

真摯に御答弁をいただきました大西市長をはじめ執行部の皆様に感謝いたします。

また、真摯にお聞きいただいた先輩、同僚議員の皆様、大変にお忙しい中、傍聴にお越しいただいた皆様、インターネット中継にて御覧いただいた皆様に心より感謝を申し上げます。

これからも市民の皆様の小さな声に耳を傾け、お役に立てる議員として努力していくことをお誓いし、私の質問を終わります。本当にありがとうございました。（拍手）

○寺本義勝議長 本日の日程は、これをもって終了いたしました。

次会は、明14日（金曜日）定刻に開きます。

○寺本義勝議長 では、本日はこれをもって散会いたします。

午後 2時56分 散会

○本日の会議に付した事件

一、議事日程のとおり

令和6年6月13日

出席議員 48名

1番	寺本義勝	2番	大畠澄雄
3番	村上 磨	4番	瀨尾誠一
5番	菊地渚沙	6番	山中惣一郎
7番	井坂隆寛	8番	木庭功二
9番	村上誠也	10番	古川智子
11番	荒川慎太郎	12番	松本幸隆
13番	中川栄一郎	14番	松川善範
15番	筑紫るみ子	17番	島津哲也
18番	吉田健一	19番	齊藤博
20番	田島幸治	21番	日隈忍
22番	山本浩之	23番	北川哉
24番	平江透	25番	吉村健治
26番	山内勝志	27番	伊藤和仁
28番	高瀬千鶴子	29番	小佐井賀瑞宜
30番	田中敦朗	31番	高本一臣
32番	西岡誠也	33番	田上辰也
34番	三森至加事	35番	浜田大介
36番	井本正広	37番	大石浩文
38番	田中誠一	39番	坂田誠二
40番	落水清弘	41番	紫垣正仁
43番	澤田昌作	44番	満永寿博
45番	藤山英美	47番	上野美恵子
48番	上田芳裕	49番	村上博

説明のため出席した者

市 長	津 田 善 幸	副 市 長	深 水 政 彦
副 市 長	早 野 貴 志	政 策 局 長	三 島 健 一
総 務 局 長	木 櫛 謙 治	財 政 局 長	原 口 誠 二
文化市民局長	村 上 和 美	健康福祉局長	林 将 孝
こども局長	秋 山 義 典	環 境 局 長	村 上 慎 一
経済観光局長	井 芹 和 哉	農 水 局 長	金 山 武 史
都市建設局長	遠 藤 洋 路	消 防 局 長	平 井 司 朗
交通事業管理者	本 田 昌 浩	上下水道事業者 管 理 者	田 中 俊 実
教 育 長	本 田 正 文	中 央 区 長	土 屋 裕 樹
東 区 長	水 田 博 志	西 区 長	石 坂 強
南 区 長	福 島 慎 一	北 区 長	吉 住 和 征
病院事業管理者	内 田 光 也	選挙管理委員会 委 員 長	森 田 惟 信
選挙管理委員会 事 務 局 長	津 田 善 幸	農業委員会会長	福 原 幸 一
人 事 委 員 会 委 員 長	早 野 貴 志		

職務のため出席した議会局職員

局 長	江 幸 博	次 長	中 村 清 香
議 事 課 長	池 福 史 弘	政策調査課長	岡 島 和 彦